

知的財産政策ビジョン（案）

目次

はじめに

1.	これまでの知的財産政策の総括		2
2.	産業に関する情勢認識		2
3.	知的財産制度に関する情勢認識		3
4.	今後 10 年を見据えた取組		4

第 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1.	企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築		7
(1)	海外における知財権取得支援（日本企業がアジア新興国などにおいて日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境の構築）		7
(2)	海外における知財活動支援（アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化）		11
(3)	知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用		13
2.	国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備		16
(1)	職務発明制度の在り方		16
(2)	審査基盤の整備		17
(3)	営業秘密保護の強化		19
(4)	適切な権利行使の在り方		23
(5)	紛争処理機能の強化		25
(6)	国際標準化・認証への取組の強化		28
(7)	産学官連携機能の強化		30
3.	グローバル知財人財の育成・確保		33
(1)	世界で戦えるグローバル知財人財の育成		33
(2)	世界から優れた知財人財が集まるような仕組みの構築		37

第 2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援		38	
(1)	中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備		38
(2)	中小・ベンチャー企業に対する料金減免サービス拡充		39
(3)	知財マーケットの活性化（未利用特許などの効果的活用）		40
(4)	知財総合支援窓口機能の強化		43
(5)	地域中小・ベンチャー企業の知財活動活性化		45

第 3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1.	コンテンツ産業を巡る生態系変化への対応		47
2.	コンテンツ政策のプライオリティの向上		48
3.	コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成		50

(1) 新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備	50
(2) クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備	51
(3) 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化	52
(4) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用	54
(5) 電子書籍の普及促進	55
(6) プラットフォームの形成の推進	57
(7) ビッグデータビジネスの振興	59
4. デジタル・ネットワーク環境促進の基盤整備	60
(1) 文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進	60
(2) 教育の情報化の推進	61

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化に向けた一体的な取組	63
(1) ソフトパワーの強化に向けた政府の一体的な取組の推進	63
2. 日本の伝統や文化に根ざした魅力あるコンテンツ・製品などの発掘・創造	64
(1) ターゲット国・地域で売るためのコンテンツ・製品などの制作などに係る支援	64
(2) 世界のコンテンツの中心となる人財・開発拠点の整備	65
(3) 地域ブランドの確立	66
(4) 日本の高度な技術力を生かしたコンテンツ製作の促進	68
3. 日本ブランドのグローバルな発信	69
(1) 各国放送枠の確保や各地での日本イベントの実施	69
(2) 国際会議などの活用による日本の魅力発信の強化	71
4. 戦略的な海外展開の推進	72
(1) 海外展開のための資金供給	72
(2) 各国基礎的調査の実施など海外展開支援の体制整備	72
(3) コンテンツ規制の撤廃・緩和の働きかけの強化	74
5. 国内外から人を日本に呼び込むインバウンドの推進	75
(1) 海外からのロケ撮影の誘致促進	75
(2) 個人旅行の促進・ビジネス観光への取組強化	76
6. 模倣品・海賊版対策の強化	78
(1) 正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進	78
(2) 国内取締りの強化	79
(3) ACTAの推進	80
7. コンテンツ人財の育成	81
(1) クリエーターの裾野の拡大	81
(2) 若手クリエーターの育成	82
(3) グローバル人財の育成	83
(4) コンテンツ制作現場の環境の改善	85

はじめに

長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有する我が国は、知的財産をその強みとして世界のリーダーシップを取って行くべきである。とりわけ、我が国が高い競争力を有し、世界にアピールすべき分野において知的財産の果たす役割は大きい。資源制約を抱える世界に解決策を与える我が国の環境エネルギー技術、健康や防災を支える安心・安全技術、更には日本の魅力を伝えるソフトパワーについて、知的財産としての価値を最大化することで、世界市場を獲得し、あるいは技術サービス貿易を拡大し、世界の成長を日本に取り込んでいくことが重要である。

我が国は、今日のグローバルネットワークの構築により急速に情報化が進む中、「知」を基盤とした社会への転換は道半ばであり、知の活用の余地は大きく残されている。加えて、新興国の台頭、世界のエネルギー事情の変化、少子高齢化の急速な進展など、今日の国際社会の変容に伴い様々な課題が発生している。しかしながら、我が国が産業競争力を維持・向上し、国際社会における確固たる地位を占め続けるためには、こうした社会の変化をむしろ好機ととらえるべきである。科学技術や文化などの幅広い分野において国民が豊かな創造性を發揮し、その成果を我が国の産業の発展や生活の向上につなげる優れた経済・社会システムが求められており、その要として知的財産制度を構築する必要がある。

我が国においては、こうした要請に応える知的財産制度の構築を進めるとともに、知の担い手となる創造性と戦略性を持った人財や社会風土を育んでいくことが求められている。加えて、社会のグローバル化、フラット化、オープン化により国境のない経済活動が加速する中、その土台となる国際知的財産システムを、我が国が知財先進国としてイニシアチブを取って構築していく必要がある。折しも、TPPをはじめとする経済連携協定への参加を通じ、世界の新たな経済秩序の構築に参画していくことが国の強い意志として示されている今日、知的財産分野の取組はその規範となるべきである。

これまでの10年の急激な変化を鑑みれば、今後10年間においても様々なパラダイムの変化や、今日では予想もつかない技術やアイデアが多く生まれるであろう。こうした認識の下、知的財産政策のこれまでの経緯を振り返るとともに、今一度現状を真正面から捉え、これまでの延長線上ではない新たな議論の中で、今後の知的財産政策を組み立てていかなくてはならない。

(1) これまでの知的財産政策の総括

我が国は、2002年に総理大臣自ら知的財産立国を宣言して以降、知的財産基本法の施行や50本以上の関連法の改正、全閣僚出席の知的財産本部の設置など、省庁横断の体制を構築して重要な政策課題に取り組んできた。

従来の知的財産政策は、知的財産の創造・保護・活用から成る「知的創造サイクル」をコンテンツ強化や人財育成とともに政策の柱と位置付けてきた。

知的創造サイクルの強化の観点からは、大学における知的財産本部の設置を通じた产学連携の強化、知財分野専門の紛争処理体制である知的財産高等裁判所の設立、任期付審査官の大量採用による特許審査期間の短縮化などに取り組んできた。また、我が国は模倣品・海賊版対策の強化を目的とする「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)をG8サミットで提唱し、かつ最初の締約国になっている。さらに、コンテンツ産業の発展に向け、放送番組の電子配信を加速化する映像コンテンツ権利処理機構(aRma)、日本コンテンツの海外展開を支援するANEW(株式会社 All Nippon Entertainment Works)及び札幌コンテンツ特区におけるロケ誘致などを推進する札幌映像機構が設立された。また、専門職大学院の設置等による知的財産専門人財の育成強化が行われた。

このように、10年間の我が国の取組を通じ、知的財産分野において多くの進捗が見られた一方で、中国をはじめとした新興国各国のプレゼンスの向上、中小・ベンチャー企業まで含めたビジネスのグローバル化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる社会情勢は急激に変容している。今後の知的財産政策の再構築に際しては、これまでの知的財産政策の一部については更なる踏み込みが必要であること、あるいは方針の再検討が必要であることも含めて検討を行う必要がある。

(2) 産業に関する情勢認識

デジタル・ネットワーク技術の導入や経済のグローバル化により、世界の産業構造やビジネスモデルは根本から様変わりしている。今日高い競争力を有する多くの企業は、従来の事業モデルの「改善」だけでなく、事業モデルそのものを創造・転換する「イノベーション」を競争力の源泉としている。こうしたイノベーションを促進するためには、今日のオープン化された知的活動環境を活用し、世界中の多くの主体により創造された価値を取り込んで事業に繋げていくことが重要である。

また、「世界市場」という言葉が指す意味も変化している。所得層の高い一部の国々ではなく、あらゆる国、あらゆる所得者層を検討の対象としてビジ

ネスを促進するとともに、我が国独自の伝統や文化に根ざしたソフトパワーを展開し、あるいは逆に海外から人や技術を取り込んでいく必要がある。

こうしたグローバルな事業環境に対応するためには、企業は自らの事業に即した戦略的な知財マネジメントを構築し、知的財産を最大限活用しながら事業活動を推進していく必要がある。単純な知的財産の権利化だけではなく、秘匿化による知的財産の独占や、標準化による市場の拡大、調達コストの削減など、知財マネジメントには幅広い選択肢が存在している。今や、経済のグローバル化の波は大企業のみならず、中小・ベンチャー企業まであまねく広がっているが、一方で、大企業などとの既存の関係に基づく下請け業務のみに依存している企業も少なからず存在している。中小・ベンチャー企業が一個の自立した経営主体として自らの経営戦略を組み立て、その中に知的財産マネジメントを位置づけることが必要である。

(3) 知的財産制度に関する情勢認識

事業において知的財産権が果たす役割は様変わりしている。例えば、特許制度導入当初は、製品を少数特許で排他的に独占するビジネスモデルを想定していたが、多数の特許が使われている製品の増加によりその前提は崩れている。また、元来著作権制度において想定していたコンテンツ産業の産業生態系は著しく変化し、コンテンツ流通におけるコンテンツ、サービス、デバイスの関係は、放送番組、放送局、テレビ受像機といった分野別垂直統合的なモデルから、種々のコンテンツが様々な経路を経て多様なデバイスへ提供される分野横断的水平融合的なモデルへと変容している。ネットワークを介したクラウドコンピューティングや、デジタルデータに基づき造形を行う3次元プリンターなどを活用したデジタルファブリケーションなどに見られる様に、ものづくりとコンテンツが分野横断的に複雑に絡み合う今日の産業構造に対応し、多種多様な知財マネジメントを支える知的財産制度が求められていると言えよう。

グローバル経済ではビジネスや創造活動における地理的・時間的な制約が無くなる一方で、知的財産制度は各国毎に設計され、また多くの知的財産権は各国毎に設定されている。このような状況の中で、各 government 間で、自国の国際競争力強化の観点から、如何に自国の制度をユーザーフレンドリーに、またイノベーションを喚起するものとするかという知的財産分野の「制度間競争」が起きていることを認識する必要がある。また、コンテンツ分野については、世界市場の拡大とともに各 government による取組強化がなされている一方、我が国の市場や政策予算が横ばい・減少傾向にあることに鑑み、一層の取組の強化が望まれている。

我が国の知的財産政策の検討に際しては、国内の法的整合性に留まることなく、競争力強化の観点からも検証し、制度整備を進めていくことが望まれる。また、産業財産権と著作権、国際標準化と知的財産権といった知的財産政策における従来の政策分野の分類法を越えるとともに、科学技術政策や文化政策、IT政策との融合を図りながら、知的財産政策の検討を行うべきである。

（4）今後10年を見据えた取組

産業および知的財産政策の情勢認識を踏まえ、本知的財産政策ビジョンは、以下の4点を柱に据えて展開していく。特にコンテンツ関連の施策については、国全体が意識を共有し、実効的な政策を強力に推進していくため、「コンテンツ創造立国」を宣言することにより、我が国が一体となってコンテンツ産業の国際競争力の強化を志向していく。

① 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

我が国企業がグローバルな事業活動を円滑に行えるよう、世界各国に質の高い知財制度が構築されることが望ましい。その際、我が国の知的財産制度を新興国など各国が準拠するスタンダードとすることにより、日本企業が海外進出先において親和性の高い事業環境の中で知財戦略を実行できる様にすることが重要である。既に先進的な知財制度を有する各国は、企業が市場として関心を有する新興国の知的財産制度を、自国の制度に融和させる方策を検討している。

またその前提として、我が国の知財制度自体を、国内外企業にとり高い魅力を持ち、ユーザーやイノベーション投資を呼び込むことの出来るような、国際的求心力の高い制度とする必要がある。こうした知財制度の最適化およびグローバル展開なしには、逆に我が国の産業や技術開発が「空洞化」しかねないという危機感を持つべきである。

さらに、我が国企業によるグローバルな事業を支えるため、事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践するグローバル知財人財として、日本のみならず世界から優れた人財が集まる環境を整備し、育成・活用に取り組む。

② 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として我が国産業競争力の源泉をなす存在であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長と発展のために必要不可欠である。

中小・ベンチャー企業の経営戦略において、自らが保有する優れた知的財

産を有効活用する知財マネジメントは、経済のグローバル化に対応する意味でも重要である。一方、資金やノウハウ、人財の不足などにより、今日の事業環境において競争力を確保していく上で必須である知的財産のマネジメントが、こうした企業で必ずしも適切に行われていない状況である。

政府としては、中小・ベンチャー企業に知財マネジメントの重要性を啓発するとともに、各企業の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、知財活動を行うための様々な障害を取り除くことが求められている。中小・ベンチャー企業の知財活動に対するインセンティブの強化や、知財の取得から海外展開、知財の活用までを一気通貫で支援する体制の整備などに取組む。

③デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

この数年、多様な情報端末によるマルチスクリーン、クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの刷新が起こるとともに、スマートテレビの様な新しい市場が生み出されている。コンテンツ自体はクリエーターが作成するもののみならず、ユーザーが作成するものや、公共セクターが保有する公共データ、教育コンテンツ、ビッグデータにまでその範囲を広げており、またコンテンツが活用される場面も、教育・医療・商業にまで多岐にわたるなど、従来の文芸やエンターテインメントに止まらない広がりや変容を見せている。

しかしながらコンテンツ産業の流通プラットフォーム構築のグローバル競争において、我が国は他国に後れを取っている。

ビッグデータの活用の進展により大量の情報が産業の各般で利用され、機械間のコンテンツの流通量が急激に拡大している。かかる状況においては、コンテンツ政策が産業競争力と直結することから、その検討にあたっては関連産業全体を見通した視点が不可欠となっている。新しい産業と文化の発展を続けるためには、権利者と利用者の利害対立といった構造を超えた総合的な制度設計や新分野の創造により、コンテンツの活用と再生産につながるサイクルを生み出す必要がある。

④コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

知的財産としてのマンガ、アニメ、ゲームといったコンテンツに止まらず、我が国独自の文化としてのファッション、食、伝統芸能・工芸、観光などで含めて、世界に我が国のソフトパワーの共感が広がっている。こうしたソフトパワーを経済成長につなげるために、海外市場を取り込むことが重要である。

まず、海外に向けてメディアやイベントでの情報発信を強化する「アウト

「バウンド」の取組が重要であり、海外展開を一層重視し、ターゲット国・地域に売り込むために手当すべき制度的対応や分野横断的連携、中小企業の活用などを戦略的に推進する必要がある。

次に、海外から人や技術を取り込み、日本を本場にして新たな消費を生み出すとともに、産業や文化を更に発展させる「インバウンド」の取組も重要であり、日本ファンを更に大きく増やすことで、日本ブランドの海外展開にも寄与し、好循環を生み出す。

さらに、我が国のコンテンツの知的財産権を保護・育成する観点から、国内外の模倣品・海賊版対策を強化するとともに、コンテンツ創造のための人財育成を進めることが必要である。

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

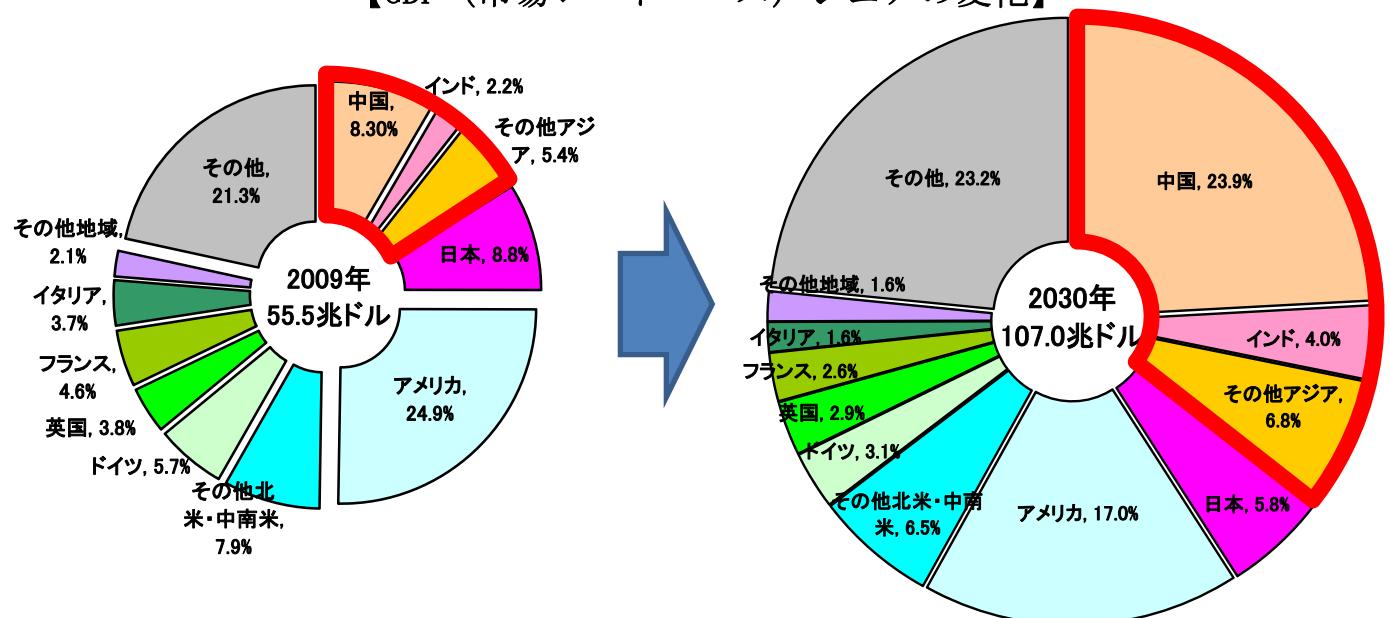
(1) 海外における知財権取得支援（日本企業がアジア新興国などにおいて日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境の構築）

【現状】

《重要性を増すアジア新興国市場》

中国、アセアン、インドなどのアジア新興国市場は、日本企業にとって今後一層重要な市場となることが見込まれる。

【GDP（市場レートベース）シェアの変化】¹



《アジア新興国の知的財産に関する状況》

アジア新興国市場の重要性が高まるにつれ、日本からそれらの国々へ出願される特許出願などの数も増加傾向にある。

一方で、アジア新興国のうち多くの国については、知的財産制度に関する整備状況に関して、法制度や審査体制の整備が不十分であるなどの問題が指摘^{2,3}されている。

¹ 内閣府 世界経済の潮流(2010年)より。なお、「その他アジア」は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、香港、韓国、台湾の合計。

² 特許行政年次報告書 2012年版 (2012年6月, 特許庁)

³ 「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言 (2013年2月, 日本経済団体連合会)

【我が国企業のアジア新興国における特許出願状況】⁴

(件数)	中国	インド	アセアン ⁵
2003 年	20020	370	3765
2011 年	39231	5048	4537

《知財先進国的新興国協力の取組》

日本は、新興国などに対して、知的財産の専門家の派遣や知的財産に関する各種研修の提供⁶など、様々な支援・協力を実施している。

一方、アジア新興国市場の重要性やアジア新興国における知財インフラに関する問題については、日本のみならず欧米や韓国なども十分に認識しており、各国とも自国企業がアジア新興国市場においてより有利に事業活動を行えるように、知財インフラ整備のための支援を積極的に推進している。

例えば欧州は、E C A Pと呼ばれる欧州委員会によるアセアン向けの知的財産保護プロジェクトを実施している。また、韓国も、P C T国際調査の管轄国拡大などによる審査サービスの海外展開や知的財産教育の提供などを通じて、新興国などへの協力・支援を積極的に推進している。

他国の知財に関する新興国協力の取組

●欧州

アセアン向け協力プログラム(ECAP)の実施(1993年-)

アセアン諸国の知財登録サービスに関する能力強化のための支援や知財エンフォースメントの強化等に向けた支援を実施。

出典:ECAPⅢウェブサイトに基づき知財事務局作成

●韓国

知的財産行政の韓流(Korea-IP Wave)拡大

➤ 審査サービスの輸出拡大を推進

PCT国際調査サービスの輸出拡大及び新興国・途上国への審査代行を推進

➤ 外国に特許行政のノウハウを紹介し、韓国企業にフレンドリーな知財権環境を構築

➤ ベトナム・タイ(2012.6)、中国(2012.10)の知財権担当の公務員を招待し、教育を実施

➤ 韓国型の特許情報化システムの海外普及及びWIPOの情報化プロジェクト事業への参加

モンゴル(335万ドル、2009~2011)、アゼルバイジャン(420万ドル、2011~2013)、アフ

リカ広域知的財産機関(580万ドル、2013年予定)の特許情報化システム構築

出典:JETROソウル知財ニュース「韓国特許庁、今年は特許審査処理期間を14.8ヶ月に短縮」、JETROソウル、2012年12月28日

⁴ WIPO (世界知的所有権機関) ウェブサイトより

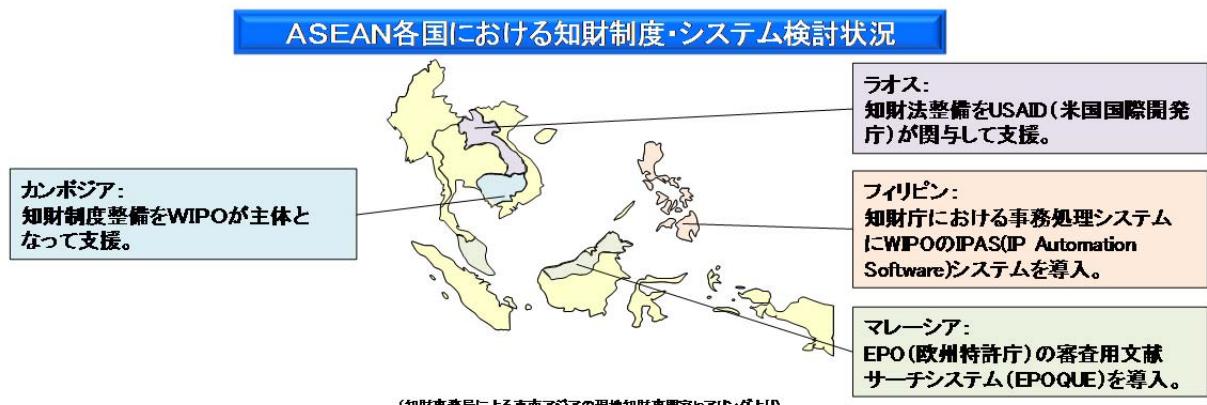
⁵ アセアンの件数は、WIPO ウェブサイトで入手可能なマレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムへの出願件数の合計。なお、タイについては、2009 年に PCT (特許協力条約) に加盟したことを受け、国際出願制度を利用した出願が 2011 年以降に表れてくることから、2010~2011 年のデータでは出願件数が減少していることに留意する必要がある。

⁶ 1996 年以降、新興国の知的財産庁職員や取締機関の職員など計 4000 名弱を研修生として日本に招待

《アセアン諸国における知財インフラの整備状況》

2015年 の経済統合を目指すアセアンでは、「ASEAN知的財産権行動計画 2004-2010」に引き続いだり、「ASEAN知的財産権行動計画 2011-2015」をまとめ、知財に関する行政サービスの質の向上のメルクマールとなる指標の導入、知財当局のベストプラクティスの共有などの知的財産分野における保護強化の取組みを進めている⁷。アセアン各国レベルにおいても、WIPO(世界知的所有権機関)をはじめとする他国の協力の下に、知的財産法制の整備や、知的財産庁における情報システム化などを進めている。このように、アセアン諸国では、知財インフラの整備に向けた機運が高まっている。

インドやアセアン諸国の知的財産庁の規模（審査官数など）は、日米欧中韓の五大特許庁などと比べると極めて小規模であり、審査官育成のための支援などをしっかりと行えば高い効果が得られる可能性がある。（インドの審査官数は約150名（2011年3月末時点）。アセアン諸国については下表参照）



- 知財庁における事務処理システムについては、WIPO(世界知的所有権機関)のIPAS(IP Automation Software)システムがフィリピンをはじめ東南アジア各国に浸透しつつある。

（知財事務局による東南アジアの現地知財専門家にアリングより）

ASEAN諸国の知財庁職員・審査官数

(人)	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
総職員数	22	61	575	12	304	12	252	136	405	275
特許審査官数	1	5	132	2	70	-	41	-	42	42
意匠審査官数	1	5	74	-	7	-	-	-	25	10
商標審査官数	4	5	145	5	27	-	26	-	52	53

※データは、各国年報、駐在者、研修員からの情報等(2007~2012年の間に取得)に基づき知財事務局作成

【課題】

企業がグローバルな事業活動を戦略的に進めていくためには、進出先において知的財産権を的確かつ円滑に取得・活用することが必要不可欠だが、今後一層重要な市場となることが見込まれるアジア新興国などにおいては、知的財産庁の審査体制の整備が不十分であるなどの問題が指摘されている。

⁷ Mid-Term Review of the Implementation of AEC Blueprint Executive Summary (Oct. 2012) より

よって、日本企業がアジア新興国などにおいてより戦略的に事業活動を行い競争優位に立てるようするため、日米欧による三極や中韓を含めた五大特許庁の枠組みなども活用しつつ、アジア新興国などにおいて日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境を構築する必要がある。

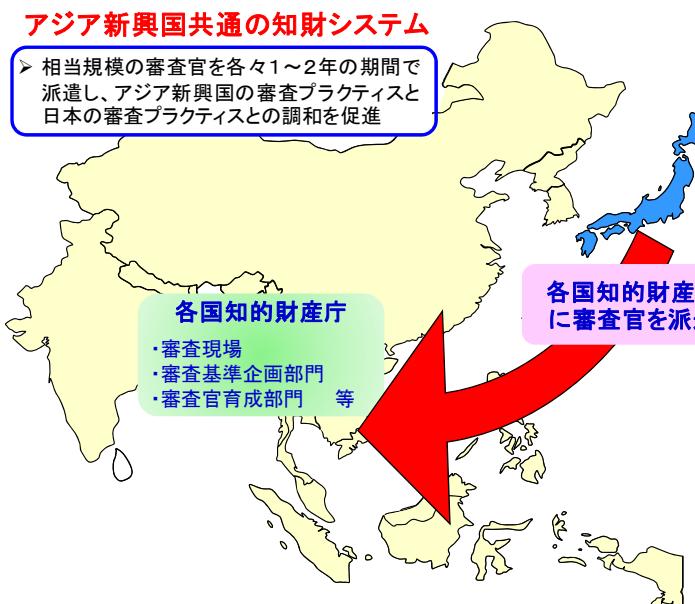
【取り組むべき施策】

- ・ 日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境（アジア新興国共通の知財システム）を整備するため、日本の審査官をアジア新興国知的財産庁へ相当規模で派遣して、日本の審査プラクティスとアジア新興国の審査プラクティスとの調和を促進する。（経済産業省）
- ・ 知財システムのグローバル展開に向けた基盤整備として、PCTの管轄拡大、特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大、審査の迅速化・質の向上、審査基準のポイントの明確化、審査結果の記載様式の統一、グローバル対応の審査用情報システムの整備、審査体制の整備など、日本特許庁の基盤強化を行う。（経済産業省）
- ・ アジア新興国などに影響力を有するWIPO（世界知的所有権機関）と密に連携し、人財育成支援や専門家派遣、情報化支援などを通じてアジア新興国などにおける知財システムの発展を支援する。（経済産業省、文部科学省）
- ・ アジア新興国などに影響力を有するWIPOと密に連携してアジア新興国などへの知財インフラ整備支援を進めるため、我が国特許庁からWIPOへの人財の派遣を促進する。（経済産業省）

アジア新興国共通の知財システムの構築に向けた取組

アジア新興国共通の知財システム

- ・ 相当規模の審査官を各々1~2年の期間で派遣し、アジア新興国の審査プラクティスと日本の審査プラクティスとの調和を促進



グローバル展開のための基盤整備

- ・ 審査結果のグローバル発信力強化
 - ・ アジア新興国からのPCT英語出願を日本で国際調査
 - ・ 審査基準の明確化 等

グローバル対応の審査用情報システムの整備

- ・ 審査官が派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境の整備や、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための環境を整備

審査体制の整備

- ・ 日本における迅速で的確な審査を実践しつつ、相当規模の審査官のアジア新興国への長期派遣を可能にする審査体制の整備

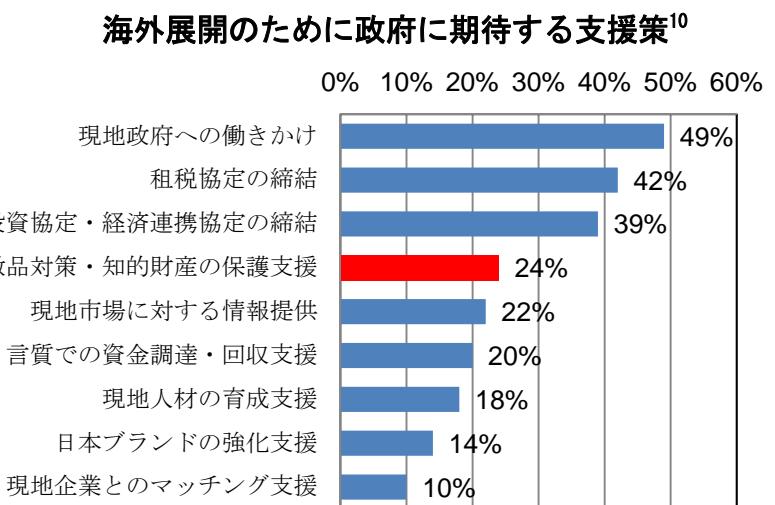
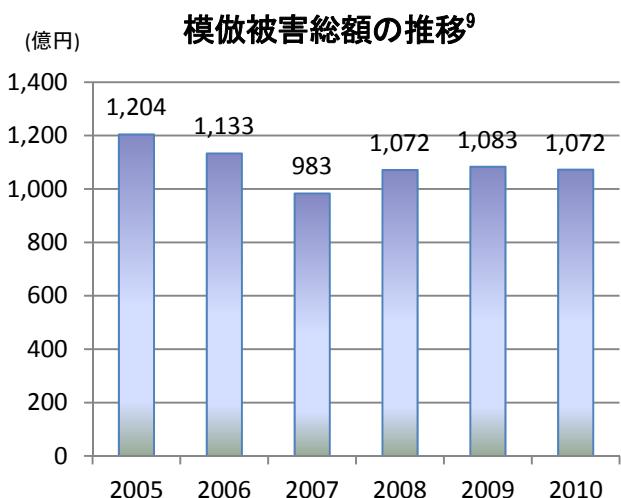
(2) 海外における知財活動支援（アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化）

【現状】

《アジアにおける模倣品流通状況》

アジアにおける模倣品の流通状況としては、中国で製造されてアジア全体で販売・提供される流通パターンが突出して多い。

模倣品の被害総額はここ数年概ね横ばいとなっているが、アセアン主要国における模倣被害が極端に少なく報告されており、模倣品被害の全体像を把握、反映し切れていないという分析も存在する⁸。また、事業の海外展開に際し、政府による模倣品対策・知的財産の保護支援を求める声は大きい。



※ただし、被害総額は、各年度で被害額が判明している企業のみで計算。

《海外における知的財産活動の支援体制》

日本企業の現地での知的財産活動を支援するため、全ての在外公館に知的財産担当官を任命（2005年3月）し、模倣品・海賊版の被害相談、官民連携強化を推進している。2011年には外務省全体で250件の相談を受理¹¹。

また、ジェトロにおいても、海外ビジネスを展開する企業への支援の一部として、知財専任の担当者を、アジア事務所のうち北京、ソウル、バンコク、ニューデリーの4カ所に配置しているほか、その他アジア事務所では駐在員が知財担当を兼任して対応している。さらに、ジェトロでは、海外の模倣品

⁸ ジェトロバンコク資料（2013年2月）より

⁹ 模倣被害調査報告書（特許庁2011年度）

¹⁰ 新興国市場開拓に関する課題と対応（中間整理）（平成24年7月 産構審通政部会）

新興国進出企業403社へのアンケート調査により作成

¹¹ 模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告（2012年6月）による

対策の支援のため、侵害調査費の助成（費用の2/3（上限300万円）を支援。平成24年度は予算規模約3000万円で12件の助成を実施。）や、知的財産権問題研究グループ（IPG）を通じた海外における日系企業間の情報交換活動、政府機関との関係構築を行っている。

《他国政府の取組》

韓国特許庁は、KOTRA（大韓貿易投資振興公社）及び韓国知識財産保護協会と連携し、韓国企業の知財権相談及び支援の窓口として、“IP-D ESK”を米、中（北京・上海・広州・青島・瀋陽）、タイ、ベトナム、インドネシアの9都市に設置。昨年11月に「中国地域における知的財産戦略会議」を主催し、中国における韓国企業の知財権競争力の向上策を議論している。

【課題】

- ・GDPシェアの増大など、市場としての重要性がますます高くなる ASEAN諸国をはじめとしたアジア新興国においては、今後日本企業による活動がより活発になることが予想される一方、模倣品被害についての現状が正確に把握し切れていない可能性が指摘されており、被害の実態を把握する必要がある。
- ・アジア新興国において、日本企業が権利行使を含めて知的財産権を有効活用することが可能な環境を整備するため、海外における日本企業の知的財産権の利用に対する支援体制を強化する必要がある。

【取り組むべき施策】

- ・中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報・研修館（INPI）、ジェトロをはじめとする関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援するグローバル展開支援体制をさらに強化する。（P. 38 「(1) 中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備」を参照）（経済産業省）
- ・市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、企業OBや弁理士を含む知財人財を活用して現地大使館やジェトロなど在外における支援の体制や取り組みを強化し、各国の知的財産制度や模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での日本企業のエンフォースメントや日本ブランド推進を含めた知的財産活動の支援を一層充実させる。（経済産業省、外務省）
- ・著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備

状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人財育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進し、新興国における著作権のエンフォースメントを促進する。（文部科学省）

（3）知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

【現状】

『経済連携協定及び投資協定などにおける知的財産保護の取組』

各国と締結している通商関連協定のうち、経済連携協定の知的財産章若しくは経済連携協定の投資章、又は投資協定の中で、相手国の知的財産に関する制度及び課題に応じて、知的財産分野についての規定を置いている。

●経済連携協定知的財産章¹²

①迅速かつ的確な知的財産権の保護の確保

- 修正実体審査制度の所定庁に日本特許庁を追加（シンガポール）
日本で特許が成立したことを示す特許公報を提出することで、形式的な確認（権利範囲の同一性）のみで特許を取得できる。
- 日本の審査結果の提出による特許早期審査制度の導入（インドネシア）
日本での審査結果などを提出することにより、他出願よりも優先的に審査を受けることができる。
- 優先審査制度の導入（マレーシア、ベトナム）
出願中の特許に係る発明が出願人でない者により実施されているなど、早期の権利化が必要な場合に、一定の場合には他出願よりも優先的に審査を受けることを要請できる。

②手続の簡素化・透明性向上

- 特許出願日から18か月後の出願公開制度の導入（マレーシア）
- 複数の出願をまとめて委任できる包括委任状制度の導入（インドネシア、ベトナム）

③法執行の強化

- 刑事罰対象権利の拡大（インドネシア、フィリピン、タイ）
刑事罰の対象についてTRIPS協定で義務付けている商標、著作権の侵害に加え、特許、実用新案、意匠なども対象とする。
- 税関差止め対象の拡大（フィリピン）
侵害品の輸入差止の対象について、TRIPS協定で義務付けている商標、著作権の侵害に加え、特許、実用新案、意匠も対象とする。

●経済連携協定投資章又は投資協定

¹² 「我が国の経済連携協定（EPA）における知的財産分野の合意（小山隆史）」（月刊「パテント」平成22年9月）より作成）

知的財産権を投資財産の一つとして規定し、協定における保護（※）の対象としている。

（※内国民待遇、最惠国待遇、公正衡平待遇、特定措置の履行要求の禁止、収用の原則禁止、送金の自由など）

《通商協定にかかる産業界からの要望》

産業界及び学会からは、投資協定での知的財産権保護に関して、技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率やロイヤリティの送金、ノウハウや営業秘密の提供契約の秘密保持期間などが不当に制限されているという問題が指摘されている。¹³

例えは中国では、技術ライセンス契約に係るロイヤリティ対価の設定について、地方や担当者によっては、行政指導による3～5%の上限規制がなされることがある。2002年施行の「技術輸出入管理条例」によれば、契約期間の定めがないにもかかわらず、地方政府などによる10年を超えてはならないとの指導が残存している。

また、ブラジルでは、知的財産に係る技術ライセンス契約などに際してはINPI（国立工業所有権院）へ登録する必要があるが、登録審査に時間がかかる、あるいはロイヤリティ料率が製品の売上高の5%までに制限される、ノウハウ提供契約の期間の上限が通常5年であり、契約終了後はノウハウが自動的に譲渡されるなどの問題がある。また、ロイヤリティを海外送金するためにはブラジル中央銀行にも登録する必要があり、さらに送金に様々な課税がなされるなどの問題がある。

【課題】

- ・産業界からは、政府間交渉の場において、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保を促し、TRIPS協定などの規定以上の知的財産の保護を実現することが求められている。
- ・新興国を中心に、技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金が不当に制限されるなどの国際的な問題が指摘されている。我が国企業が保有する知的財産を最大限活用することが困難な事業環境は、企業の国際競争力が削がれる要因となることから、こうした問題に対応していく必要がある。

【取り組むべき施策】

- ・自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）、投資協定などの二国間・

¹³ 投資協定に関する国際的な最新動向分析のための調査報告書（平成23年3月日本機械輸出組合）より

多国間協定の交渉の機会を通じて、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省）

- 特に、技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金の不当な制限など、現在発生している問題について産業界の対応や関心を踏まえつつ、今後の通商交渉、政府間協議における議題とすることを検討する。（外務省、経済産業省）

2. 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

(1) 職務発明制度の在り方

【現状】

- ・現在の職務発明制度のポイントは以下の通り。
 - 原則、職務発明の対価は使用者と従業者間の「自主的な取決め」に委ねる。
 - 「自主的な取決め」によって対価を支払うことが不合理であれば、裁判所が「相当の対価」を算定。不合理性は、対価が決定して支払われるまでの全過程のうち、特に手続面の要素を重視して判断。
- ・従業者発明における権利(特許を受ける権利)の原始的帰属、補償・報酬の規定などによる主な国の分類は以下の通り。様々な制度があるが、発明を使用者に帰属させ、発明に対する補償・報酬などの規定を設けている国が多い。

使用者 帰属	発明に対する補償・報酬に関する規定等なし (スイス)	スイス債務法は、使用者は雇用契約により、従業者によって創造される全ての発明の権利が与えられる、と定めている。この場合、従業者に対する追加的な補償については定められていない。
	発明に対する補償・報酬に関する規定等あり (英国、フランス、ロシア、オランダ、中国)	職務発明を使用者に原始帰属させる制度を採用。しかし、いずれの国も従業者に対価の請求権を認めるなどにより使用者と従業者との間の均衡を図っている。
発明者 (従業者) 帰属	発明に対する補償・報酬に関する規定等なし (米国)	職務発明規定は存在しない。特許を受ける権利はつねに発明者に原始的に帰属。従業者から使用者への特許を受ける権利の承継は、契約などに委ねられており、給与の中に権利の承継に対する対価が含まれるとする雇用契約が結ばれることが一般的。
	発明に対する補償・報酬に関する規定等あり (ドイツ、韓国)	日本と同様、職務発明に係る権利を従業者に原始的に帰属させる制度。ドイツについては、従業者に対する補償金の算出基準について詳細なガイドラインが存在。

【課題】

- ・職務発明制度については、現行の制度は依然として予測可能性が低いとの意見があり、職務発明を原始的に使用者に帰属させる制度にすべきとの指摘や、制度を廃止して職務発明の扱いについては使用者と従業者との契約に委ねるべきとの指摘がなされている。また、労働法との関係に

について基礎研究を十分に行なったうえで制度の在り方を検討すべきとの意見もある。

- ・雇用関係にない大学などの学生の発明の扱いについては、大学などが権利を承継するためには契約で明確化する必要があり、大学などの学生の発明に対する適切な取り扱いを促進することが重要である。

【取り組むべき施策】

- ・我が国の職務発明制度について、企業のグローバル活動を阻害しないような在り方について、国内外の運用状況に関する分析結果や、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から整理・検討し、例えば、法人帰属や使用者と従業者との契約に委ねるなど、産業競争力に資する措置を講じる。（経済産業省）
 - 発明者に対する支払いの予見性を高める観点
 - 発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、追加的な報酬と考えるべきかという観点
 - 従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることから、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点
 - グローバルな制度調和の観点
 - 発明者にとって魅力ある制度・環境の提供という観点
- ・職務発明以外の自由発明（雇用関係にない学生の発明など）に関し、大学などにおける発明に対する取組の実態を調査し、その情報を周知することで、適切な取り扱いを促進させる。（経済産業省）

（2）審査基盤の整備

【現状】

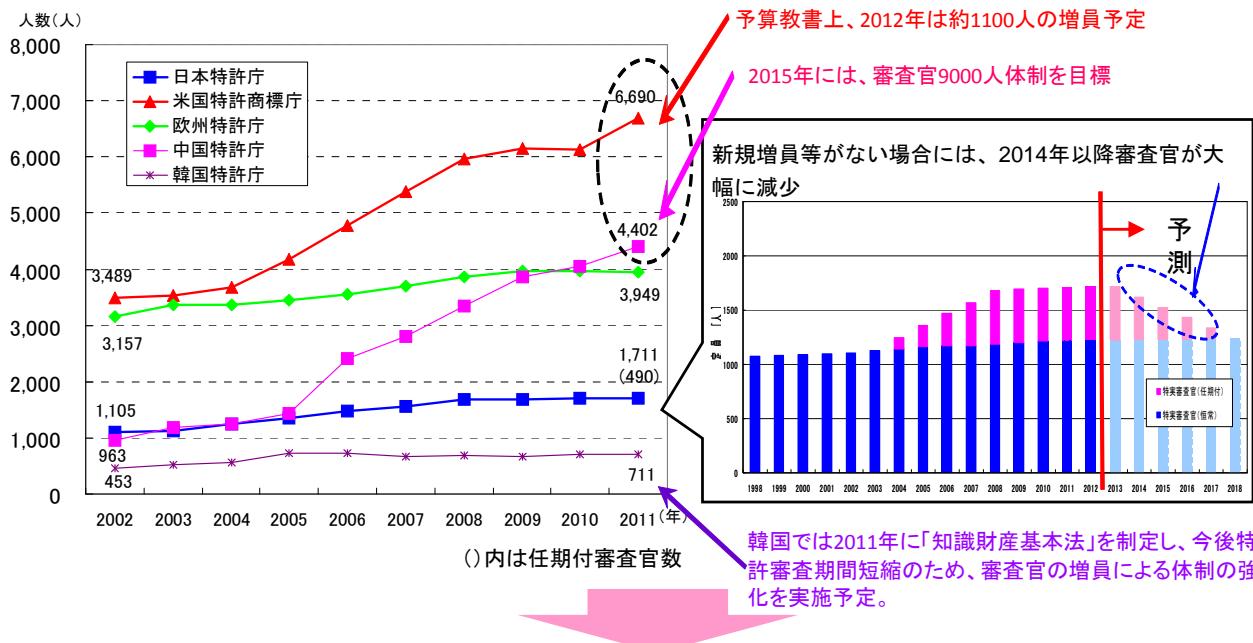
《迅速な審査の重要性》

我が国企業の海外での円滑な特許権取得を支援するためには、質の高い審査結果を海外へ早期に発信して他国知的財産庁での活用を促すことが必要。

しかし、先進国知的財産庁が審査官の増員などの体制強化を進めるなか、我が国においては、2014年以降、任期付審査官の任期満了にともない、審査官数が大幅に減少する。人員の手当てなどを行わない場合、審査順番待ち期間が再び長期化するとの試算もある¹⁴。

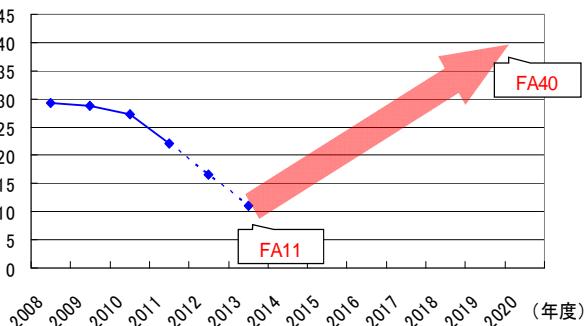
¹⁴ 特許庁による試算

【五大特許庁における審査官数の推移】¹⁵



【審査順番待ち期間】

任期付審査官の任期が満了し、
審査官1200人規模の体制となる前提での試算
(FA期間)



《中国語特許文献の急増》

世界の特許文献などに占める中国文献の割合が急増しており、2010年時点では日本文献の22%に対して中国文献は40%を占めている。



¹⁵ 「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題」及び「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁、2012年）

【課題】

- ・我が国企業の海外での円滑な権利取得を支援するためには、審査官の長期派遣を通じて他国との審査プラクティスの調和を促進することに加えて、国内審査において、最初に審査結果を出すまでの順番待ち期間、及び最終的な審査結果を出すまでの期間を短縮し、我が国の審査結果を海外へ早期発信することが必要である。
- ・また、世界に通用する質の高い審査を行うためには、国際的な状況変化を踏まえつつ、特に中国文献などの調査のためのインフラ整備や人的リソースの投入により、漏れの無い先行技術調査を行う事が必要である。

【取り組むべき施策】

- ・最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、外国文献調査の拡充などによる審査の質の維持・向上や、審査官のアジア新興国への長期派遣を視野に入れ、任期付審査官の維持・確保及び情報インフラも含めた審査体制の整備・強化を進める。(経済産業省)

(3) 営業秘密保護の強化

【現状】

« 営業秘密侵害に係る刑事罰の国際比較¹⁶ »

日本の不正競争防止法の営業秘密侵害に係る刑事罰は、2003年改正での導入後、累次の改正（2004～2011年）により、国際水準と同等又はそれ以上の水準に達している部分もある（行為者処罰、法人処罰など）。

また、日本の営業秘密侵害に係る刑事罰は、他罪の量刑との比較においても、最も重い水準に達している（刑法・窃盗罪：10年以下の懲役など）。

一方、各国と比較し、国外での使用・開示行為に対する重罰化が規定されていない点など更なる重罰化の検討の余地があるという意見もある。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	中国
法律	不正競争防止法	経済スパイ法	詐欺法	労働法典、刑法	不正競争防止法	不正競争防止及び営業秘密保護法	刑法
罰則介入可能時期	領得、複製	領得、複製、未遂、共謀	領得、複製、未遂	開示、未遂	領得、複製、未遂	領得、複製、未遂、予備	領得、複製
元役員・元従業員	媒体横領・複製、在職中約束の場合	○	※i	○（判例法）	※ii	○	○
行為者処罰①懲役	10年以下	10年以下	10年以下	2年以下	3年以下	5年以下	3年以下
行為者処罰②罰金	1,000万円以下	上限なし ※iii	上限なし	3万ユーロ	上限なし	利得額の2倍以上10倍以下	上限なし
行為者処罰①②の併科	○	○	○	○	×	○	○
法人処罰	○	○	○	×	○（行政罰）	○	○
法人処罰の罰金	3億円以下	500万ドル以下	上限なし	×	100万ユーロ以下	個人と同じ	上限なし
国外での使用・開示	○刑事罰対象	○刑事罰対象		○刑事罰対象	○刑事罰対象	○刑事罰対象	○刑事罰対象
国外での使用・開示の重罰化	×	○ 外国政府が関与した場合、行為者：15年以下 and/or 50万ドル以下、法人：1000万ドル以下	×	×	○ 5年以下	○ 10年以下	×
非告発罪化	×	○		○	×（訴追に特別の利益のある場合は○）	○	○

¹⁶ 出典：平成21年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方などに関する調査研究報告（2010年2月）」に基づき作成

※i 立法過程の論述では明確になっていない。判例待ち。

※ii ドイツでは、元役員・従業員を問わず、営業秘密の開示のそそのかし及び申し出が処罰の対象となっている（2年以下の懲役又は罰金）。

※iii 出典の報告書には「上限なし」との明示的な記載はなし。

《国内での不正競争防止法の営業秘密侵害に係る刑事訴訟の状況¹⁷》

営業秘密侵害罪で刑事罰が適用された判例は11件。判決内容は、懲役刑が最長2年6月（全件執行猶予付き）、罰金刑が最高200万円である。

《営業秘密侵害における民事訴訟手続・刑事訴訟手続の措置の現状》

不正競争防止法において、民事訴訟手続では、1993～2004年の改正で損害額の推定、逸失利益の立証容易化、具体的態様の明示義務、秘密保持命令、インカメラ審理手続などの規定が導入され、刑事訴訟手続では、2011年改正で秘匿決定、呼称などの決定などの規定が導入され、被害者の営業秘密の保護強化が図られている。しかしながら、営業秘密侵害の訴訟手続に関しては立証責任の軽減など手当すべき部分が多く残されているとの指摘がある¹⁸。

《海外動向》

①海外で不正に製造された商品の自国での取締まりの推進（米国）

米国では、米国企業が新興国企業と公正なレベルプレイングフィールドで適切に競争できる環境を実現するため、連邦法、新州法、既存州法、ITC（米国際貿易委員会）といった手段を使い、新興国でIT（ソフトウェア、ハードウェア、営業秘密など）を不正入手して安価に商品を製造する行為、不正に製造された（安価な）商品を自国で取締まる進めている。例えば、Tian Rui Group Co. Ltd v. ITC事件（2011/10/11）^{19, 20}

②官民フォーラムによる企業の技術情報・営業秘密の管理の推進（米国）

海外における米国企業のセキュリティ環境を向上させるために、企業と政府からなる海外セキュリティ・アドバイザリー協議会（OSAC：Overseas Security Advisory Council）を設置し、民間と政府の情報交換・議論などを通じ、ガイドラインやレポートの発行や、海外において取り組むべき対策の提示や脅威のトレンドなどを提供している²¹。

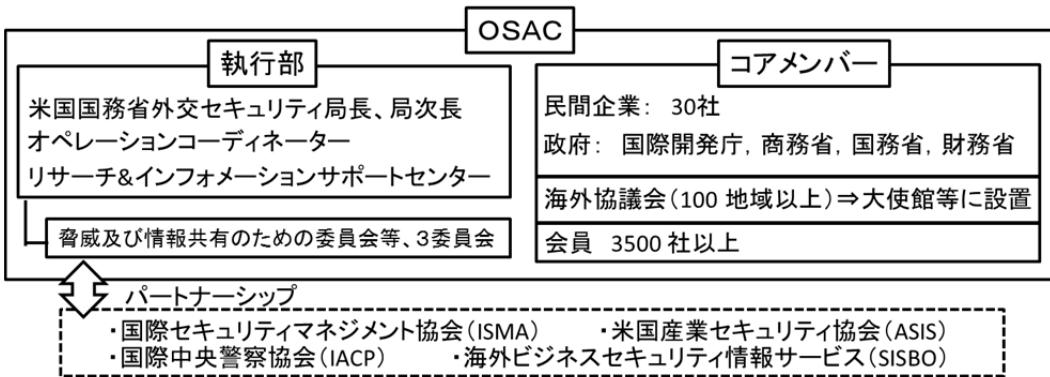
¹⁷ 新聞報道（全国紙）ベース 平成25年4月1日現在 知財事務局調べ

¹⁸ 知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ（第2回） 資料5, 経団連意見：『「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言』

¹⁹ 出典：米国CAFC HPなどの記載に基づき作成

²⁰ 日本の不正競争防止法違反物品の水際差止制度では、周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等冒用行為、商品形態模倣行為、技術的制限手段回避装置の提供行為を組成する物品を輸入禁制品と規定しており、営業秘密の侵害行為を組成する物品は対象外。

²¹ 出典：「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会 報告書」平成20年7月。なお、知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ（第2回） 資料5, 経団連意見：『「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言』には、「省庁横断的な官民フォーラムを創設し、営業秘密・技術情報の漏えい



③政府によるスパイ防止活動の推進（米国）

政府におけるスパイ防止活動及び安全保障のための機関として、the Office of the National Counterintelligence Executive (ONCIX) が設置されている。ONCIXは、米国政府、米国インテリジェンス・コミュニティー {国家情報長官以下6省15機関で組織 (CIA、FBIなど)}、米国民間部門に対し、スパイ防止活動の戦略策定や支援を行っている²²。

④営業秘密保護センターによるone-stop支援サービスの提供（韓国）

韓国特許庁と韓国特許情報院により、韓国の営業秘密の保護と管理活動を全般的に支援する「営業秘密保護センター」を設立（2012年6月22日）。営業秘密の生成・管理・立証の段階にいたるone-stop支援サービス（原本証明サービスなど）を提供している²³。

《企業における営業秘密管理の状況》

企業における営業秘密管理の状況を調査した結果²⁴、従業員との秘密保持契約を締結できていない企業が約43%（中小企業では約66%）にのぼるなど（下図参照）、「営業秘密管理指針」、「技術流出防止指針」など²⁵を活用した実効的な管理が未だ十分に浸透していないことが判明した。

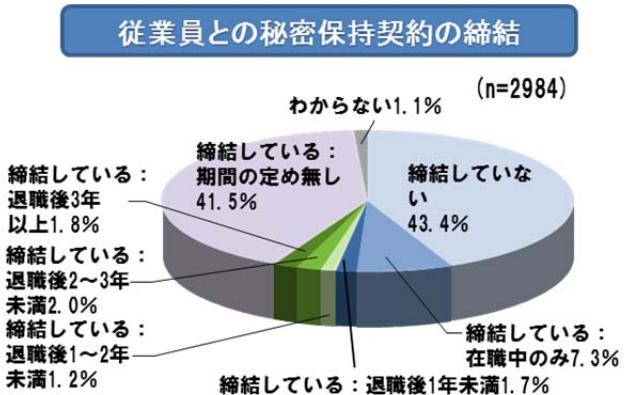
に関する情報交換や意識の共有を図るとともに、社会への啓蒙活動を行うべき」との指摘がある。

²² 出典：米国ONCIX HPなどの記載に基づき作成。

²³ 出典：ジェトロ報告資料「営業秘密保護センター発足セミナー（参加報告書）」の記載に基づき作成

²⁴ 出典：「人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書（別冊）」平成25年3月 「営業秘密の管理実態に関するアンケート」調査結果に基づき作成

²⁵ 経済産業省 営業秘密管理指針（平成23年12月1日改訂版）など



【課題】

- ・ 営業秘密侵害の訴訟手続に関しては立証責任の軽減など手当すべき部分が多く残されているとの指摘、米国での水際措置などの諸外国が推進している取組などを踏まえ、営業秘密の保護に関する海外の制度、動向、取組を調査・研究しつつ、必要に応じ、営業秘密の実効的な管理の実現、必要な制度などの整備に向けた検討を行い、適切な措置を講ずることが重要となっている。
- ・ 省庁横断的な官民フォーラムを創設し、営業秘密・技術情報の漏えいに関する情報交換や意識の共有を図るとともに、社会への啓発活動を行うべきとの指摘を踏まえ、米国の官民フォーラムなどの海外の制度、動向、取組を調査・研究しつつ、産業界と政府とが一体となり、営業秘密の実効的な管理の実現のための情報共有・検討を行う体制の構築が必要となっている。
- ・ 営業秘密の実効的な管理の浸透が不十分であるという実態調査の結果を踏まえ、基本的対策がとれていない企業を対象とした早急な支援が必要となっている。

【取り組むべき施策】

- ・ 営業秘密侵害の立証負担軽減（特に国外での使用・開示の証明など）などのために、営業秘密保護に関する制度について、具体的課題、海外の制度や動向を調査・研究した上で、必要に応じ、不競法の検討のみならず、民事手続や刑事手続の在り方も含めて幅広い観点から検討し、適切な措置を講ずる。（経済産業省、他）
- ・ 営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通を防止するための国際協調の在り方や方策について、米国での水際措置などの海外の制度や動向を調査・研究しつつ、検討し必要な措置を講ずる。（経済産業省、他）
- ・ 日本における技術・営業秘密保護のための取組を促進するために、米国

「OSAC」、「ONCIX」などの諸外国の取組などを参考にしながら、官民フォーラムの場などで産業界と政府が一体となり営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行う体制の構築を検討する。(内閣官房、経済産業省、他)

- 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果などを踏まえた対応として、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業(特に中小企業)・大学などを対象とした早急な支援、例えば、既存の指針・ガイドラインの内容の一層の周知徹底、事例を集めた理解しやすいパンフレットの作成とこれを用いた周知活動などを実施する。(経済産業省)

(4) 適切な権利行使の在り方

【現状】

『差止請求権に関するユーザーによる意見』

事業を行っていない者による特許権の行使、技術標準に係る特許権(標準必須特許など)の行使、製品に対する寄与度の低い特許に基づく特許権の行使など、様々なケースにおける差止請求権の制限の要否について議論がなされており、いずれにおいても制限が必要とする意見と制限に慎重な意見が存在する。

事業を行っていない者による特許権の行使について

▶ 制限の必要性があるとする意見

自らは特許発明を実施せず、差止請求権を盾に高額な賠償金や実施料を要求する等の行為は不當であり、イノベーションを阻害するものであるので、このような場合には特許権者による差止請求権の行使を認めるべきでない。

▶ 制限に慎重な意見

我が国の特許制度には、懲罰的賠償など侵害を抑止する手立てが少ない。また、特許権侵害訴訟における特許権者の勝訴率も低い。このような状況において、差止請求権を制限すると、我が国の特許権がさらに弱体化するおそれがある。

技術標準に係る特許権の行使について

▶ 制限の必要性があるとする意見

技術標準の形成・活用が妨げられ、技術標準化への参加者のみならず社会も損失を被るため、権利行使を認めるべきではない。

▶ 制限に慎重な意見

差止請求権を制限することにより、特許発明の実施者(標準化技術の利用者)は差止めを受けるおそれがなくなる。その結果、実施者がライセンス交渉のテーブルにつかず、または交渉が長引き、特許権者が不利益を受けるおそれがある。

製品に対する寄与度の低い特許に基づく権利行使について

▶ 制限の必要性があるとする意見

製品全体に対する特許の寄与度が低いにもかかわらず製品全体の製造や販売が差し止められるため、影響が大きい。

▶ 制限に慎重な意見

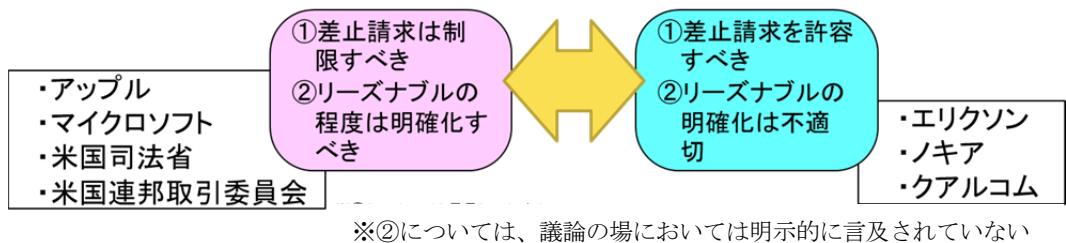
一定期間があれば、特許回避は容易であるため、差止めを認めたとしても、それほどの影響はない。他方、設計変更などにより特許回避が容易でないのであれば、むしろ製品における寄与度が高い特許であることが多いといえるのであるから、そのような場合にこそ差止めを認容すべき。

出典:産業構造審議会知的財産政策部会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」(2011年2月)

《標準必須特許に係る差止請求の制限などに関する動き》

国際電気通信連合（ITU）²⁶は、イノベーションと競争を阻害しかねない特許のホールドアップ問題²⁷などに関し、現行の特許ポリシー²⁸の改善に向けた検討を行うため、情報通信分野の主要大企業の他、欧米競争当局、欧米特許当局、国際標準化団体の参加を得て、RAND²⁹宣言済み標準必須特許に係る差止請求の是非やRAND条件のうち「リーズナブル（Reasonable）」の解釈などの標準規格に関わる特許問題について、アドホックグループ³⁰における集中的な議論を継続している。

ITUの議論における主な関係者の意見³¹



《標準必須特許に係る差止請求などに関する各国当局・企業の見解³²》

●EU委員会（2012/12/20）

サムスンが標準必須特許を根拠にアップルへの販売など差止命令を請求したことは、EU独禁法（支配的地位の濫用）に抵触する疑いがある旨の「予備的見解書」を送付。（サムスンは、事前にアップル訴訟のうち標準必須特許を根拠とする差止命令の関連部分を取り下げ）

●米国連邦取引委員会など（2013/1/3）

グーグルが買収したモトローラモビリティ保有の特許のうち、FRAND³³宣言した標準必須特許を根拠に差止請求をしていたが、これらについては従前どおり実施許諾することとし、グーグルは請求を取り下げることに同意。一方、米司法省及び特許商標庁は、コンセンサス標準化活動に参加するインセンティブが維持されるよう、FRAND宣言の意味により大きな確実性があることを求める。

²⁶ 電気通信に関する国際標準化機関

²⁷ 標準必須特許について、特許権者が第三者による実施を制限したり、第三者に対して高額のライセンス料を請求する問題

²⁸ ITU、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）の共通特許ポリシー

²⁹ Reasonable And Non-Discriminatory

³⁰ ITU-T TSB Director's Ad Hoc Group on IPRとして2007年11月に立ち上げ

³¹ 経済産業省資料による

³² 経済産業省資料による

³³ Fair, Reasonable And Non-Discriminatory

● 東京地方裁判所³⁴ (2013/2/28)

スマートフォンなどの通信方法に係る標準必須特許に関し、特許権者であるサムスン（三星電子）が不法行為（特許権侵害）に基づく損害賠償請求権を有しないことの確認をアップルが求めた訴訟において、当該特許権の有効性を前提とした上で、サムスンがFRAND条件によるライセンス許諾の申し出に対する信義則上の義務としての誠実交渉義務に違反したこと、かかる状況で差止の仮処分の申立てを維持していること、サムスンの特許に係る技術が標準規格に採用されてから標準化団体に対して特許（国際出願番号）が開示されるまで約2年経過していたことなどの諸事情を総合して、権利の濫用を認定し、サムスンが不法行為に基づく損害賠償請求権を有しない旨の判決（請求認容判決）を下した。

【課題】

- ・差止請求は権利侵害に対する有効かつ直接的な対抗手段である。一方、現行制度においては、権利の性質（標準必須特許への該当など）や権利行使の目的・態様、権利主体の事業形態などの個別事情を考慮することなく画一的に差止請求権の行使が認容される恐れがある。その場合、侵害を主張された企業などの事業に与える影響は少なくなく、結果としてイノベーションの促進などを阻害する可能性があることが指摘されている。については、独占排他権たる特許権の性質を踏まえつつ、差止請求権などの権利の適切な行使の在り方について、多面的な検討を行うことが必要。

【取り組むべき施策】

- ・権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論などを踏まえ、適切な権利行使の在り方について継続的に検討を行い、必要な措置を講じる。
(経済産業省)
- ・標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取り扱いに関する適切な国際ルールの形成に積極的に関与する。(総務省、経済産業省)

(5) 紛争処理機能の強化

【現状】

《紛争処理機能の現状》

中国や米国と比べ我が国の知財訴訟数は非常に少ない。また、我が国における特許権侵害訴訟での特許権者の勝訴率（判決ベース）は、米、仏に比べ

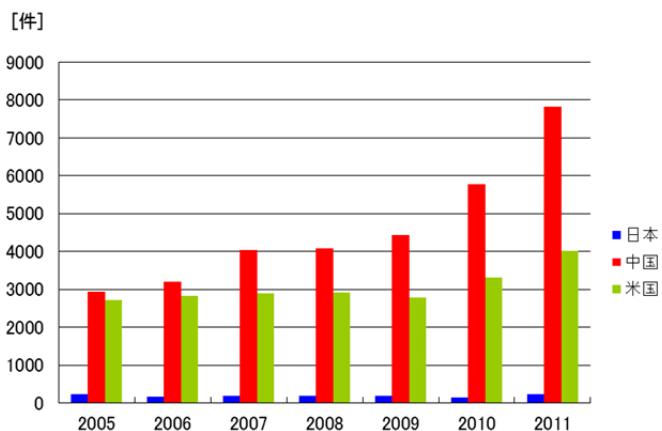
³⁴ 判決を基に知財事務局作成

ると低い数値となっている。

他方で、知財訴訟件数や勝訴率については、各国の社会的背景、事前交渉や和解、取り下げなどにより終了する事件の多寡、法制度の差異、当事者の主張立証、マーケットとしての位置づけ、特許審査などの諸要因に左右される可能性がある。

また、我が国の知財訴訟の審理期間は、諸外国と比較して遜色ない水準まで短縮されている。

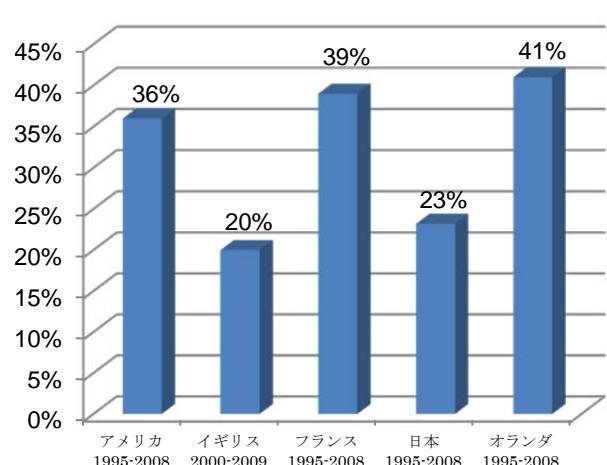
【知財訴訟件数の推移】



※ 米国には植物特許を含む。また、米国には実用新案制度がない
※※ 日本国は1月～12月、米国は10月～9月

出典：「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁、2012年6月）。なお、2011年の日本のデータについては「平成23年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」（最高裁判所事務総局行政局）に基づき知財事務局が作成

【特許侵害訴訟における特許権者の勝訴率】



"Aron Lekko, 2009 Patent Damages Study - Preliminary Results, FTC Panel Discussion, 2009年2月" 及び "Finnegan's Global IP Project Managing IP, 2010年9月"に基づき知財事務局作成

《他国における知的財産訴訟制度の例》

<有効推定規定>

米国特許法においては、侵害裁判所においては特許が無効であるとの判断については謙抑的に行うべきとの考え方から、特許権は有効であるとの推定規定（米国特許法 282 条）が設けられており、有効性の推定を覆すには、「明確かつ確信できる証拠（clear and convincing evidence）」が必要とされている。

<三倍賠償制度>

米国特許法 284 条では、特許侵害訴訟の損害賠償額について、“裁判官（court）は賠償額を三倍まで増加させることができる”と記載している。なお、これまでの判例により、この三倍までの加重は懲罰の趣旨のものであって、故意（willful）又は不誠実（bad faith）な侵害の場合にだけ行使できるものとされている。³⁵

³⁵ アメリカ特許法における三倍賠償の法理（玉井克哉）

《知的財産高等裁判所による情報発信》

知的財産高等裁判所は、ウェブサイトを通じて、知財事件の判決、統計、その他知財高裁の活動状況の情報を発信している。また、国際会議やシンポジウムへの参加などを通じた国際交流を継続的に実施している。

- 判決（ほぼすべての判決の全文）、統計（知財高裁の平均審理期間など）、知財高裁の活動状況（国内・海外における研究会、会議の状況や外国の法曹関係者などの訪問時の意見交換概要、知財事件担当の裁判官などの論文などの資料）を随時掲載。
- 英語で、先例的価値の高い判決の要旨（一部の大合議判決については全文）を発信しているほか、コンテンツの一部（知財高裁の概況・統計など）については、英語、仏語、独語、中国語、韓国語でもグローバルに情報発信。
- フォーダム大学ロースクール主催の国際会議参加（米）、ワシントン大学CASRIP主催の国際会議・米国特許法夏期セミナー参加（米）、欧州特許裁判官シンポジウム参加（欧州）、マックスプランク研究所における研究（独）を継続的に実施。
- 知財高裁を訪問した各国（米国、ドイツ、中国、韓国、オーストラリア、ロシア、インドネシア、マレーシア、ベトナム）の裁判所高官等との意見交換の実施。

《紛争処理機能に係る産業界からの要望》

産業界からは、企業、大学、特許庁、裁判所など全体を知財のエコシステムとして捉え、知財を適切に保護する制度を構築することに加え、我が国の知的財産高等裁判所の国際的な存在感は必ずしも大きくないことから、国際的な情報発信、裁判官の国際交流などを進め、とりわけアジアにおける我が国司法のプレゼンスの向上を図ることが求められている³⁶。

【課題】

- ・ 知的財産戦略本部が設置され、知財訴訟の対応強化を含む知財保護の重要性が謳われてから10年が経過した。その間、中国の訴訟大国化など、知財訴訟を取り巻く環境は大きく変化しているところ、我が国における知的財産紛争解決システム全体が適切に機能しているかどうかを検証し、より魅力ある制度の在り方について検討する必要がある。また、我が国の知的財産高等裁判所の国際的な存在感は必ずしも大きくないため、アジアにおける

³⁶ 「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言（2013年2月 経団連）

る我が国司法のプレゼンスの向上を図るべきとの指摘もあり、グローバル発信力を充実させるための検討を行う必要がある。

【取り組むべき施策】

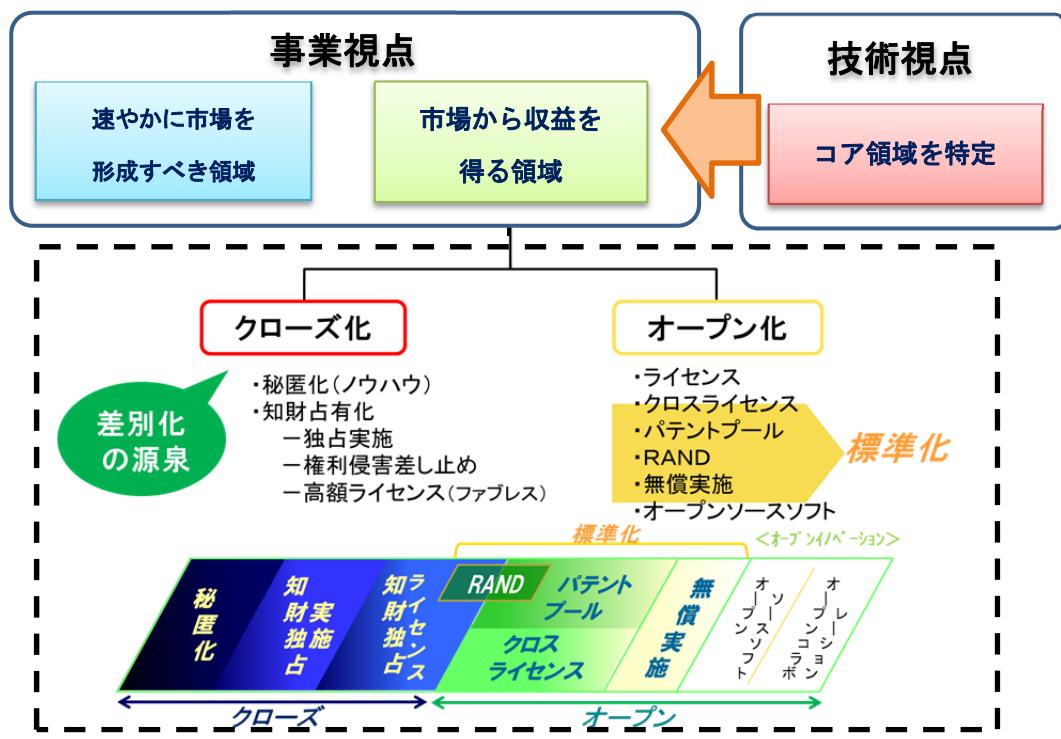
- ・知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、当事者間の和解、裁判外紛争解決、特許庁・裁判所による解決などの知財紛争処理システム全体について、他国における制度などの調査・分析を行った上で、必要な措置を講ずる。（経済産業省、法務省）
- ・日本の知財訴訟結果のグローバル発信力を充実させることを期待する。

（6）国際標準化・認証への取組の強化

【現状】

- ・デジュール標準について、我が国からの提案数の倍増や欧米主要国並みの幹事国引受け件数の実現が図られつつある一方で、我が国の技術力を事業の成功へつなげるためには、企業毎や業界毎に、技術視点のみならず、世界的なバリューチェーンや競争環境の変化を見据えた事業視点の観点から、知財のオープン・クローズを戦略的に判断した上で国際標準化を主導していくことが極めて重要になってきている。
- ・我が国の認証機関は欧米と比較して歴史が浅いことに加え、強制法規に基づく政府の検査業務などの執行機関として設立された機関が多く、業務が細分化されていることから、その規模（従業員数、売上高規模、展開国数）も小さい。

【オープン・クローズ戦略の一例】



出典:経済産業省資料を元に知財事務局にて加筆

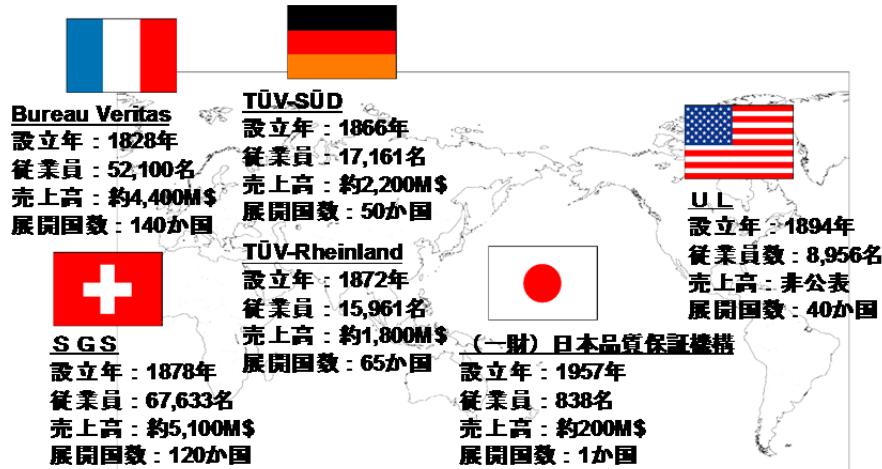
【我が国の主な認証機関】³⁷

認定機関・制度	製品認証		マネジメントシステム認証	
	経産省等 (JIS マーク制度)	農水省 (JAS マーク制度)	JAB (品質、環境等)	JIPDEC (情報セキュリティ等)
認証機関数	25 機関	100 超機関	47 機関	26 機関

●主な認証機関

- (一財)日本品質保証機構の他、(一財)電気安全環境研究所、日本電気計器検定所、
- (一財)建材試験センター、(財)日本食品分析センター、(財)日本冷凍食品検査協会、
- (一財)日本海事協会など

【各国の主な認証機関】³⁸



【課題】

- ・我が国企業の強みを差別化のコアとした適切なオープン・クローズ戦略に基づき、官民協力して迅速・的確に国際標準化を先導し、効果的な国際事業展開につなげることが課題となっている。
- ・我が国の認証体制は強制法規の認証業務に基づく硬直的なものとなっており、新たな産業分野において想定されるような性能要件（安全・安心など）に基づく認証を柔軟に実施していくような体制の整備は十分と

³⁷出典：各機関HPより知的財産戦略推進事務局調べ

³⁸出典：各社HP【2011年度（各社の事業年度）末の数字】

は言えない。また欧米のようにビジネスとして実施していく意識も高いとは言えない。したがって、認証体制の強化・見直し（欧米などとの連携を含む）に向けた検討が必要。

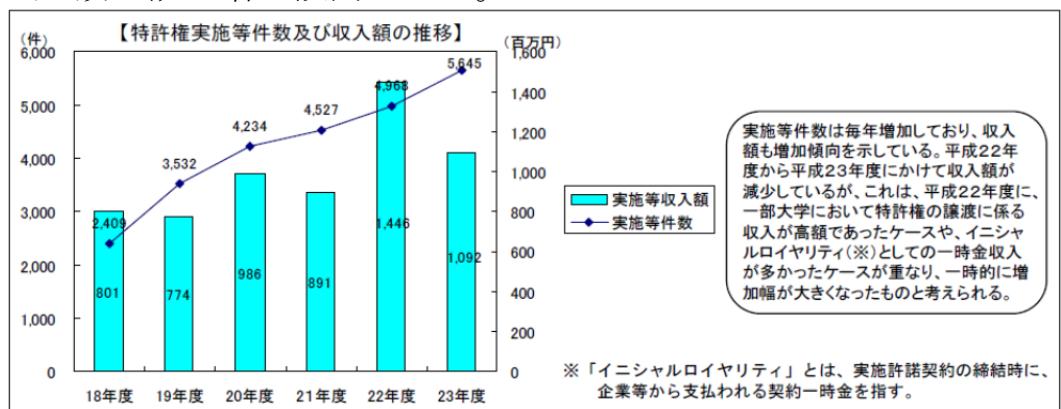
【取り組むべき施策】

- ・今後の世界的な成長が期待され、我が国の優位性を發揮できる新たな産業分野における優位性を維持しグローバル展開を支援する観点から、国際標準化に対する戦略的な取組を強化・維持するとともに、相互の連携を含めた国内の認証機関の強化・育成、海外の認証機関との連携・提携や我が国認証機関の海外展開の促進などを通じて、国際的に通用する認証体制の整備を図る。（経済産業省）
- ・既存の産業分野においても、強制法規における認証手続の合理化などを通じて海外市場における手續などの要件との整合性を高めるべく、認証体制の見直しも含め、その適切な在り方について検討し、必要な措置を講ずる。（経済産業省）

（7）産学官連携機能の強化

【現状】

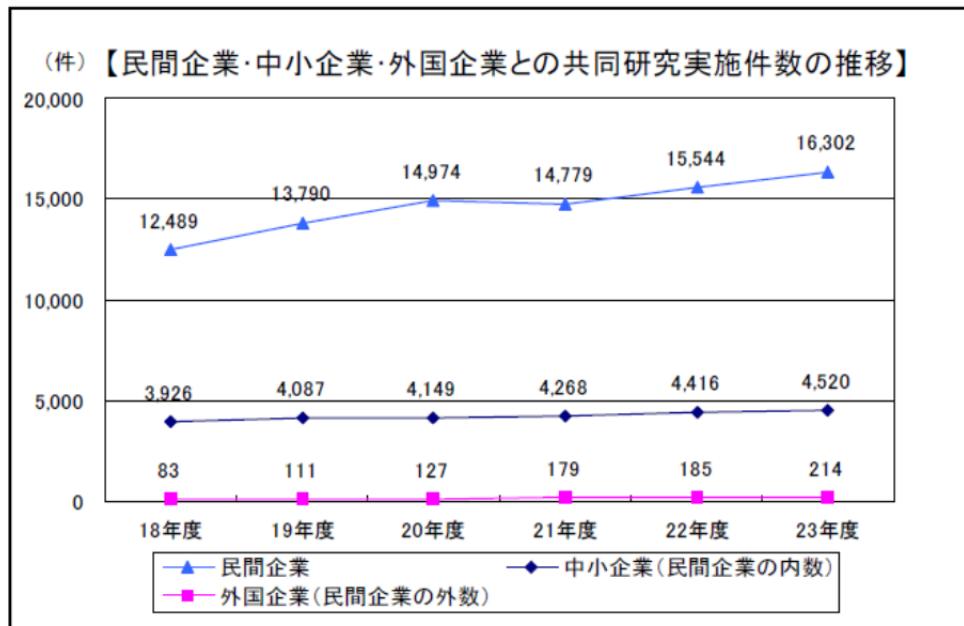
- ・これまでの大学などやT L Oに対する支援などにより、各機関において一定の産学官連携体制整備が進展し、大学などの特許権実施等件数や収入額は概ね増加傾向にある。



39

- ・一方、大学などと民間企業との共同研究実施件数については、増加傾向にあるのに対し、中小企業の増加割合は相対的に低い。また、大学などと外国企業との共同研究は低い水準にとどまっている。

³⁹出典：文部科学省「平成23年度 大学等における産学連携等実施状況について」



40

- 文部科学省と経済産業省の連携の下、产学連携活動の効果や効率性の適切な評価を図るために、試行的に評価が行われ、平成24年度に評価指標がまとめられた。平成25年度から大学やTLOなどの各機関において、取りまとめられた評価指標に基づいて自主的な評価を行うことが期待されているところ。
- また、产学官連携について有識者などから以下の意見もある。
 - 我が国は米国に比較して、大学などからの特許出願件数は十分な水準であるものの、大学などの特許登録件数、ライセンス件数及び収入、製品化件数、大学発ベンチャー起業数で、大きく見劣っている。
 - 大学の方針によって、产学官連携の取組に力を入れているところとそうでないところで大学間に差が出てきている。
 - 日本の企業は产学官連携に対する関心が低い。特に中小・ベンチャー企業の大学などの連携は大企業と比べると少ない。
 - 共有に係る特許権の扱いについては、共有者の同意を得なければ第三者にライセンスできないことを前提とする現状の制度で適切という意見や、共有者同士の自由な契約によって定めることを前提としたほうがよいという意見などがある。

【課題】

- 中小・ベンチャー企業は、我が国の産業競争力の源泉をなす存在であるとともに、近年のグローバル化に伴い、激しい国際競争にさらされてい

⁴⁰出典：文部科学省「平成23年度 大学等における产学連携等実施状況について」

る。一方で、大企業と比べると、質、量的な面で研究開発設備・人財などが不足している状況にある。

- ・大学などには優れた研究開発成果が存在している。大学などの知を、更なるイノベーションにつなげ、グローバルに展開するために、中小・ベンチャー企業が積極的に大学などと連携することによって、革新的な技術を創造し、国内だけではなく、グローバルに活躍できるような取組が必要である。
- ・また、大学などの優れた研究成果を効果的にイノベーションにつなげ、我が国の社会的課題の解決や産業競争力の強化を図るために、世界をリードする海外の先端企業や人財など、多様な研究開発主体の知を活用することが必要である。
- ・国内における企業や大学などが保有する知的財産をより有効的に活用するため、企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産の流通促進を支援する人財を確保することが必要である。
- ・大学やT L Oにおける产学連携活動の評価については、平成25年度から各機関において自主的な評価が行われることが期待されており、今後は知の掘り起こしや実用化への取組を高めることが必要である。

【取り組むべき施策】

- ・大学などと中小・ベンチャー企業との共同研究や、大学などの知の中小・ベンチャー企業への技術移転など、大学などと中小・ベンチャー企業の連携を促す取組を検討し、必要な措置を講じる。(文部科学省、経済産業省)
- ・日本企業のみならず、世界をリードする先端企業などとの連携や技術移転、国外の優秀な人財を呼び込むなど、国際的な产学官連携を促進するための取組を検討し、必要な措置を講じる。(文部科学省、経済産業省)
- ・国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財を確保する。
(経済産業省)
- ・产学官連携活動の評価指標に基づく大学・T L Oなどの評価結果の公表を促すとともに、产学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出し、各機関における評価を注視しつつ、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を行うことにより、国による政策ツールとしての活用を図り、大学・T L Oなどの各機関が評価指標を積極的に活用し、その評価結果に基づき、自らP D C Aを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組

を高める。（文部科学省、経済産業省）

- ・総合科学技術会議における科学技術イノベーション政策を踏まえながら、内閣官房及び関係府省が協力して、引き続き产学研官連携の推進によるイノベーションの創出を加速する。（内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、他）

3. グローバル知財人財の育成・確保

(1) 世界で戦えるグローバル知財人財の育成

【現状】

『知財人財育成プラン』

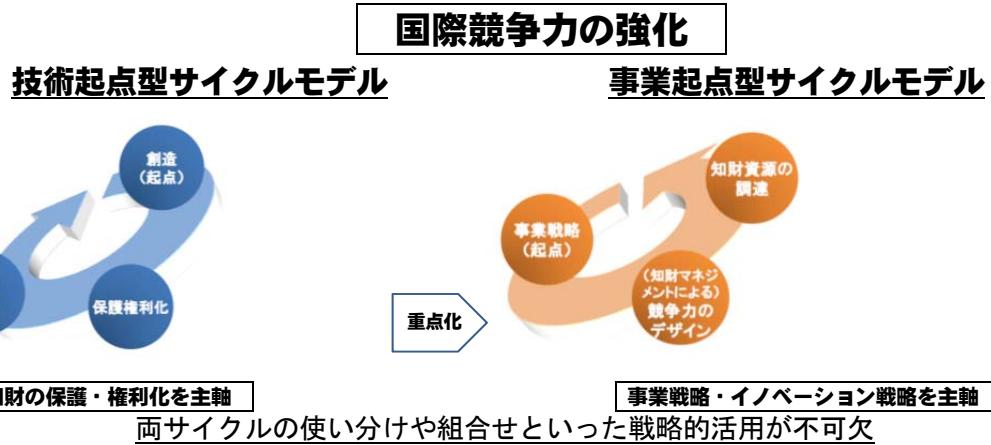
(背景)

グローバル競争が激化し、求められるイノベーションシステムが変化する中、競争力強化のために国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人財（知財マネジメント人財）や、世界を舞台に活躍できる知財人財（グローバル知財人財）の育成・確保が急務であることを踏まえて、2012年1月に知財人財育成プランを策定し、事業戦略的な知財マネジメント人財を養成するための場の形成や知財マネジメント戦略研究拠点の整備、さらには知財人財の裾野の拡充⁴¹に至るまでの施策を打ち出した。

(知財人財育成の方向性)

知財マネジメントが変容・多様化している中、従前の主として国内の知的財産権の取得・維持・管理に直接的に関わる「知財専門人財」にとどまらず、「技術起点型サイクルモデル」及び「事業起点型サイクルモデル」両モデルの使い分けや組合せなどを適切かつ先行的に行う総合的な知財マネジメントを巧みに実践するイノベーション戦略に基づきグローバルにイノベーションを創成し、国際競争力の強化に資するような形で、事業戦略に巧みに適切かつ先行的・実践的に知財を活用できる「知財活用人財（知財マネジメント人財）」の育成を図る。

⁴¹なお、知財人財の裾野拡大に関する取組としては、山口大学が、平成25年度から全学生に対して知財教育を必修化するという先進的な事例が出ている。



(知財人財育成プランのポイント)

知財マネジメント人財の育成

- ・事業戦略的な知財マネジメント人財を養成するための場の形成
イノベーションを創成することにより国際競争力の強化に貢献する優れたイノベーション戦略性を有する知財マネジメント人財の育成・確保に向けた場の整備を進める。
- ・知財マネジメント戦略に関する研究の推進
グローバルな経営環境・事業環境が急速に変化する中で、国内外の最新の事業戦略及び知財関連情報を蓄積・分析し、事業戦略に資する最先端の知財マネジメント戦略を研究できる拠点の整備を進める。
- ・中小・ベンチャー企業における知財人財の育成・確保
グローバル展開や知財マネジメントを駆使した競争力の向上に向けて、一般的に企業内部で知財人財の確保が困難である中小・ベンチャー企業において知財総合支援窓口などを活用して知財人財の育成・確保を図る。

グローバル知財人財の育成

- ・グローバル・ネットワーク時代に対応するための審査体制の構築
グローバル・ネットワーク時代に対応するため、英語による特許審査を含み、我が国企業の技術・デザイン・ブランド戦略に資する審査を始めとした体制の構築を進める。
- ・グローバル競争時代の企業の事業活動に資する専門家の育成・確保
グローバル競争時代における企業の事業活動に資する弁理士を始めとした専門家の育成・確保を図る。

知財人財の裾野の拡充

- ・知財教育の充実

知財教育を充実し、知財人財の裾野を広げる。

知財人財育成プラン推進体制の整備

- ・グローバル・ネットワーク時代の知財人財育成推進に向けた体制の整備
2006年の「総合戦略」に基づいて「知的財産人材育成推進協議会」が創設され、一定の活動を行っているが、研修機能・政策提言機能の拡充を図り、グローバル・ネットワーク時代にふさわしい知財人財の育成に向けた新たな体制を整備する。

(取組状況)

具体的な取組のひとつとして、特許庁では「平成24年度知的財産国際権利化戦略推進事業」⁴²（事業委託先：一般財団法人知的財産研究所）において国内外企業の知財戦略・マネジメントに関する研究・分析を行っており、平成25年3月に調査研究結果のとりまとめを行った。

《諸外国の特許庁による取組み》

<米国特許商標庁（U S P T O）の取組み>

国際知財研修院（Global Intellectual Property Academy；GIPA）では、海外の政府関係者を中心にしながらも、国内の中小企業や政府関係者にも知財教育を提供。このほか、特許部門（Office of Commissioner for Patents）には、イノベーション推進課（Office of Innovation Development）があり、主として、個人発明家・国内大学を対象に、知財（特に特許）についての教育活動を実施している。

<欧州特許庁（E P O）の取組み>⁴³

欧州特許アカデミー（European Patent Academy；EPA）において、E P Oの加盟国や大学、企業、裁判官などを対象として知財教育・トレーニングを実施している。2011年には、「知的財産とイノベーションマネジメント」というテーマのもとに、「ビジネスの成功のための知財情報」、「知財取引」、「特許紛争解決のための戦略」などのトレーニングが実施されている。

⁴² 平成24年度は、知財資源の調達戦略、知的財産の権利化デザイン戦略、知的財産の権利化実行戦略、知財創造人財の確保・管理戦略、国際標準化戦略と融合した知財戦略の5テーマについて調査・研究を行ってた。

⁴³ 出典：欧州特許庁HP及び知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書（みずほ情報総研株式会社）（平成23年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）に基づき作成

＜韓国特許庁（K I P O）の取組み⁴⁴

国際知識財産研修院（International Intellectual Property Training Institute ; IIPTI）において、知的財産専門家を育成することを目的とし、韓国における知的財産教育を提供。受講者の属性に応じて、政府職員用プログラム、民間セクター用プログラムなどに分類されている。

＜中国国家知識産権局（S I P O）の取組み⁴⁵

中国知識産権培训中心（China Intellectual Property Training Center ; CIPTC）において、審査官のみならず、專利（特許）代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者なども対象として研修を行っている。また、各国の研修機関やロースクールとも連携して海外研修のとりまとめも行っている。

【課題】

- ・2012年1月に今後5年間さらに10年間を見越した「知財人財育成プラン」を取りまとめ、中長期的に国として取り組むべき方向性を示し、その方向性に向けて環境整備を開始したところである。知財マネジメント戦略拠点の整備については、とりあげる研究テーマに関して質的・量的にもまだまだ不十分であり今後強化する必要がある。一方で、この調査・研究結果を展開し、事業戦略的な知財マネジメント人財を養成するための場についても体制が十分であるとは言えない。

このような状況下、米国特許商標庁（U S P T O）をはじめとする諸外国の特許庁の取組を参考にしつつ、国の保有する知財に関する知見やノウハウを積極的に活用することにより知財人財育成プランを着実・骨太に実行し、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を加速度的に育成すべきである。

【取り組むべき施策】

- ・世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要である。米国特許商標庁（U S P T O）などの取組を参考にしながら、我が国においても、民間セクターと連携しつつ政府機関が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成する

⁴⁴出典：韓国特許庁（K I P O）国際知識財産研修院作成資料に基づき作成

⁴⁵出典：特技懇 266 号（特許技術懇話会）に基づき作成

ための場を整備する。(経済産業省)

- ・また、アジア新興国への日本の知財システムのグローバル展開のために政府機関の人財育成を行っていくとともに、知財人財の裾野の拡充なども図っていく。(経済産業省、文部科学省)

(2) 世界から優れた知財人財が集まるような仕組みの構築

【現状】

諸外国においては、世界から優れた知財人財が集まるような研究機関がある。

『マックスプランク研究所（独）』⁴⁶

マックスプランク学術振興協会によって設立。80近くの所属研究機関があり、知財関連については、マックスプランク知的財産権法・競争法研究所にて研究が行われており、知財に関しては、世界で最も著名な研究所の一つ。世界中から研究者が集まり、日本からも数多くの著名な研究者が留学経験している。

（併設機関）ミュンヘン知的財産法センター（M I P L C）（独）

2003年にマックスプランク研究所が中心となり、アウクスブルク大学（独）、ミュンヘン工科大学（独）、ジョージワシントン大学（米）の3大学とにより開設。LLMプログラムでは世界中から留学生が集まっている。【課題】

- ・諸外国においては、世界から優れた知財人財が集まるマックスプランク研究所のような研究機関や教育機関が存在する。こうした中、我が国においても人財の自前主義を脱して世界から優れた知財人財を集め活用していくことが必要である。

【取り組むべき施策】

- ・知的財産に関する研究機関については、世界から優れた知的財産などに関する研究者を集めるための方策について検討し、必要な措置を講じる。また、知的財産に関する教育機関については、日本の知財システムをグローバルに展開すること及びグローバル知財人財を確保することを目的とした知財教育プログラム（英語を基本とした講義など）を設け、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を確立する。（経済産業省）

⁴⁶出典：ミュンヘン知的財産法センターHP

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援

(1) 中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備

【現状】

《中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制》

現在、外国出願費用の助成や、海外知財プロデューサー制度、ジェトロによる模倣品対策をはじめとする知財活動支援など、様々なグローバル展開支援が講じられている。

○地域中小企業外国出願支援事業（補助金）

特許庁では、都道府県等中小企業支援センターを通じ、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う地域中小企業に対し、費用の一部（特許出願は上限150万円、意匠・商標は上限60万円（2012年度）。）を助成。

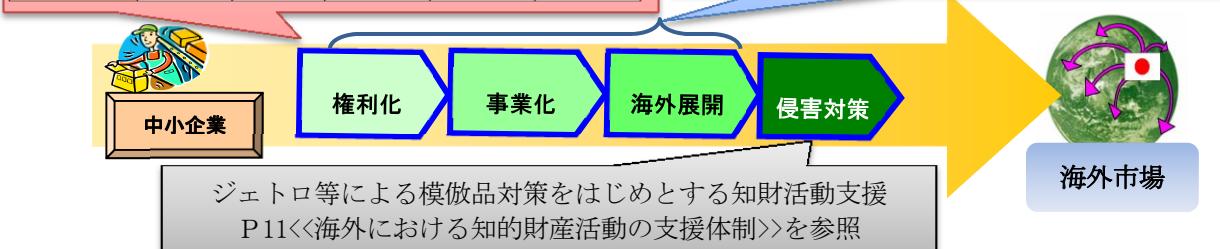
	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度
実施地域	4地域	8地域	16地域	26地域	36地域
支援企業	11社	25社	71社	102社	—

○海外知財プロデューサー

INPITでは、2011年度から民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人材6人を海外知的財産プロデューサーとして配置し、知的財産全般の多様なマネジメントを支援。

◆2012年度上半期実績

新規支援企業等：78社・大学
セミナー等を通じた啓発：33回



【課題】

- 今後、中小・ベンチャー企業のグローバル展開は一段と加速し、知財面においての支援も、より重要性を増していくものと予想される。現在、中小・ベンチャー企業のグローバル展開を知財面から後押しする様々な支援策が講じられているが、支援のさらなる充実を求める声が多い。こうした情勢を踏まえ、グローバル展開する中小・ベンチャー企業の海外における知財活動支援をさらに強化する必要がある。

【取り組むべき施策】

- 中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、INPIT、ジェトロをはじめとする関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援するグローバル展開支援体制をさらに強化する。（経済産業省）（再掲）
- 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、企業OBや弁理士を含む知財人財を活用して現地大使館やジェトロなど在外

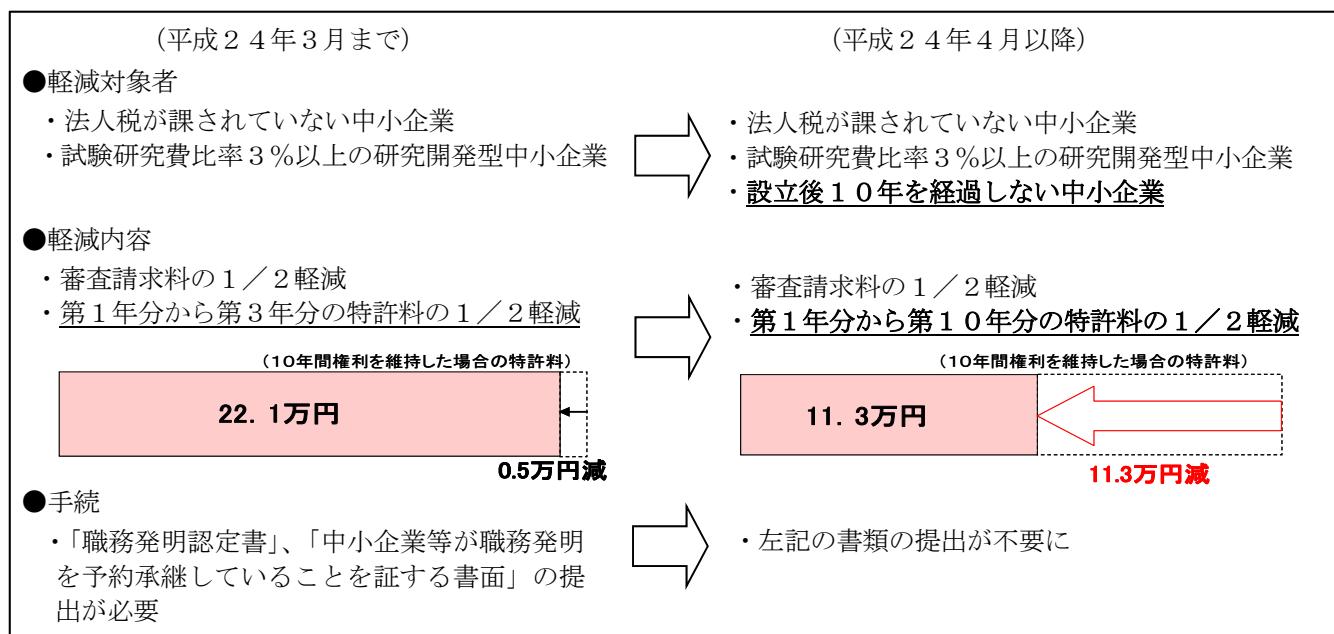
における支援の体制や取り組みを強化し、各国の知的財産制度や模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での日本企業のエンフォースメントや日本ブランド推進を含めた知的財産活動の支援を一層充実させる。
 (経済産業省、外務省) (再掲)

(2) 中小・ベンチャー企業に対する料金減免サービス拡充

【現状】

«中小企業などに対する減免制度の拡充（平成24年4月以降）»

料金の減免制度については、中小企業などの意見を踏まえ、平成24年4月から特許料の減免期間の延長、手続の簡素化、減免対象者の資力に関する要件が緩和され、中小企業などを対象とした減免制度が拡充された。なお、この減免制度拡充前の平成23年度における利用実績として、審査請求料の減免を受けた件数は8,996件⁴⁷。



«米国の減免制度»⁵¹

米国のスマールエンティティ制度においては、従業員500人以下の企業などは一律50%の軽減を受けられる。さらに、平成23年9月の特許法改正で、より小規模で出願経験の乏しい企業などに一層の軽減措置を講じるマイクロエンティティ制度を導入している。なお、スマールエンティティ制度の年間

⁴⁷ 特許庁「特許行政年次報告書 2012年版」による。内訳として、中小企業などを対象としたものは、特許法109条、195条の2に基づく支援が1,347件、産業技術力強化法18条及び中小ものづくり高度化法9条に基づく支援が3,867件。大学・TL0を対象としたものは、TL0法13条及び産活法56条、57条に基づく支援が279件、産業技術力強化法17条に基づく支援が3,503件。

利用実績として、平成 20 年度は 120,888 件（平成 20 年度の米国特許出願は 468,669 件）⁵²。

対象 (資格)	【スマールエンティティ】 従業員 500 人以下の小企業等	【マイクロエンティティ】 スマールエンティティの条件に加えて ・過去の米国出願で発明者となっている件数 が 4 件を超えない ・総収入が米国の年間平均世帯収入の 3 倍を 超えない、などの条件
減免内容	出願料、特許登録料、特許維持料などを 50% 軽減。	出願料、特許登録料、特許維持料などを 75% 軽減。

【課題】

- ・現行の中小・ベンチャー企業に対する料金減免制度は、減免対象となるための要件が厳しく、対象となる企業が限られている。また、出願経験に乏しい中小・ベンチャー企業においては、知財に対する意識が低いために貴重な知財が埋もれてしまうおそれがある。権利取得コストを引き下げることは、中小・ベンチャー企業に出願を促し、知財に対する意識を向上させるきっかけをつくる可能性があると考えられる。こうした観点から、減免制度の更なる見直しを図る必要がある。

【取り組むべき施策】

- ・中小・ベンチャー企業にとって更に利用しやすく、イノベーションの促進に資する減免制度とすべく、中小企業、及び大学などの公的研究機関を広く減免対象とする制度に見直す。（経済産業省）

（3）知財マーケットの活性化（未利用特許などの効果的活用）

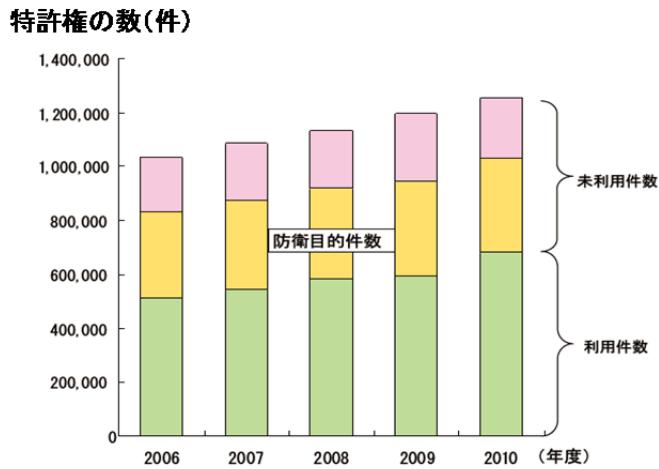
【現状】

《国内における特許所有件数及びその利用率》

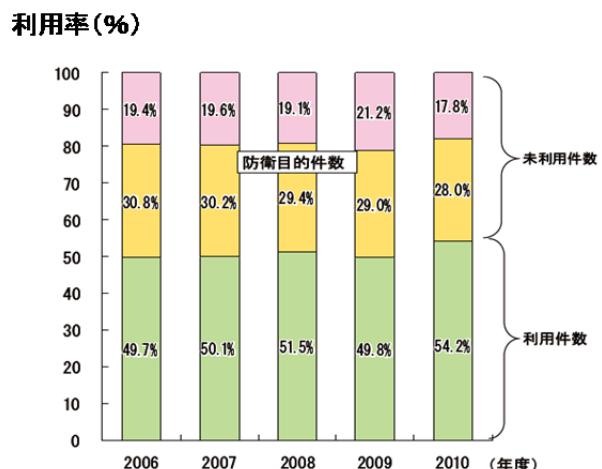
特許庁が毎年実施している知的財産活動調査によれば、特許権の数は審査処理件数の増加を受け增加傾向にある。また、特許権の利用率（利用件数⁴⁸／特許権の数）は、2006 年から 2010 年までの 5 年間において 50% 前後で推移している。

⁴⁸ 利用件数とは、権利所有権数のうち自社実施している件数と他社に実施許諾している件数を合計した値。

特許権の数の推移⁴⁹



特許権の利用率の推移⁵⁰



《特許流通促進に関する施策の現状など》

<開放特許情報などの提供（1997年4月～）>

INPITは、ライセンス可能な特許情報を収録した開放特許情報データベースを構築⁵¹し、無料で提供している。特許をライセンス又は売却したい者は無料で登録することが可能。開放特許情報データベースに登録されている件数は40,045件で、その内訳は、大学・研究機関65%、企業30%、個人5%（2013年4月11日時点）。ただし、正確な統計データはないものの成約実績は低調と推定される。

<特許流通アドバイザーの派遣（1997年4月～2011年3月）>

特許流通促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー：ピーク時114名）を全国各地に派遣し、特許提供者と特許導入者の仲介や、地方自治体が確保する特許流通・技術移転に関わる人財の育成支援を実施。特許流通アドバイザーの支援により成約した特許ライセンス契約などの件数は1997年4月から2011年3月末までの間で合計14,699件（年間平均約1,050件）。

※特許流通アドバイザー派遣事業の評価

アンケート調査（平成21年度「特許流通促進事業のこれまでの事業成果などに関する調査研究報告書」（知的財産研究所））によれば、流通アドバイザーの支援を受けたことで、118社中87社が期待どおり又は期待以上の効果があったと回答が得られているとともに、半数以上の会社から知的財産に関する意識が向上したとの回答が得られている。

⁴⁹ 出典：特許庁行政年次報告書2012年版

⁵⁰ 出典：特許庁行政年次報告書2012年版

⁵¹ WIPOも、”WIPO GREEN”という先進国から途上国への環境技術の移転を促進することを目的としたプロジェクトにおいて、先進国の企業等が有する環境技術の情報を蓄積したデータベースを運営している。

<知財ビジネスマッチングマート開催事業（2011年～）>

近畿経済産業局は、2011年度より、中小企業が大企業の保有する開放特許などを活用して新製品開発や新事業展開を行えるように、技術力を有する中小企業に対し、開放可能な知的財産を有する大企業などとのマッチング機会の提供及びライセンス契約締結に向けた支援などを行う知財ビジネスマッチングマート開催事業を実施（2011年度実施回数：4回）。また、2012年度は北海道経済産業局（実施回数：1回）、東北経済産業局（実施回数：1回）、近畿経済産業局（実施回数：5回）、四国経済産業局（実施回数：2回）において実施されており、実施地域の拡大が見られる。

《官民提携の知財ファンド》^{52,53}

（株）産業革新機構と民間会社との出資で大学や公的研究機関から事業化の可能性のある特許権の譲渡又は実施権の許諾を受け、集約（バンドリング）してパッケージとした上で、産業の発展或いはベンチャーの創生のために特許権の譲渡又は実施権の許諾を行う知財ファンドが設立されている。

（参考）

《その他のファンド》

<競争力強化ファンド>⁵⁴

2013年3月に株式会社日本政策投資銀行によって創設されたファンド。競争力強化ファンドは、例えば、各企業内やバリューチェーン内に埋もれている技術や事業を有効活用し、新たな価値を創造することにより、今後の成長性が見込まれる事業などに対してリスクマネーの供給を行うことを通じて、産業競争力の強化を図ることを目的としている。

【課題】

- ・オープンイノベーションの加速化に伴い、他者が保有する知的財産の利用の必要性は高まりを見せており、日本の産業競争力強化のためには、特許流通の一層の促進が必要である。このような状況下、現在、開放特許情報データベースによる開放特許情報などの提供や、知財ビジネスマッチングマート開催事業など、国内の企業や大学などが保有する他社に開放可能な

⁵² 出典：株式会社産業革新機構HPに基づき作成

⁵³ 出典：知的財産戦略ネットワーク株式会社HPに基づき作成

⁵⁴ 出典：日本政策投資銀行HPに基づき作成

知的財産を活用するための施策が実施されている。また、新規事業の創出などを目的として官民連携の知財ファンドも設立されてきている。

しかしながら、我が国においては、ライセンスや売買などを通じた知的財産の活用が十分に行われているとは言い難く、未利用特許も数多く存在する。このため、グローバルかつ広い業種の中でシーズとニーズを繋げるためのマッチング人財などを活用して特許などの知財の流通を促進させ、ダイナミックな日本の産業競争力強化に結び付けていく必要がある。また、官民連携の知財ファンドについても、特許などの流通を円滑化してイノベーションの創出や新規事業の創出に貢献するものとなるようにしていく必要がある。

【取り組むべき施策】

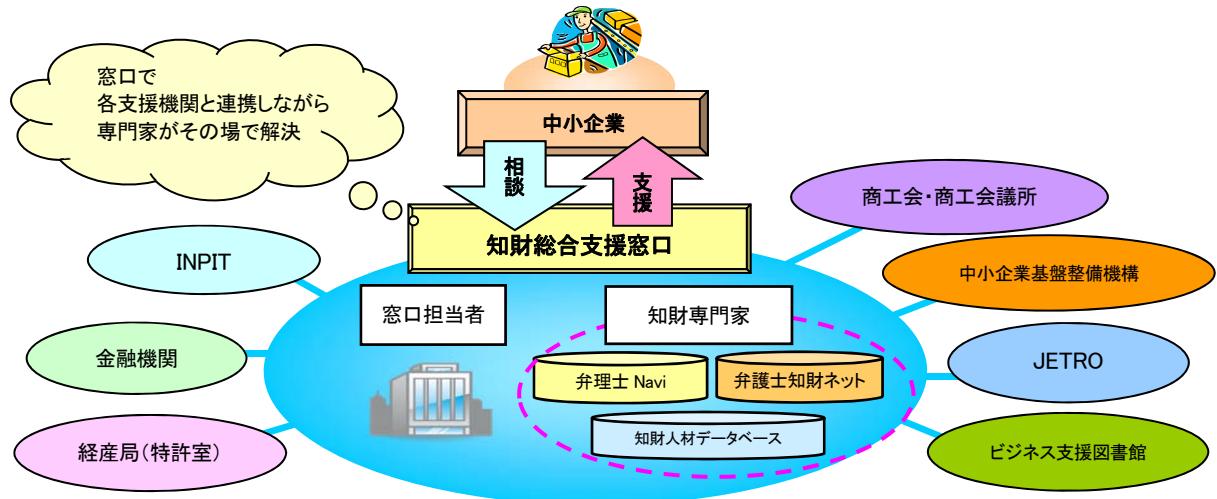
- ・国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財を確保する。また、海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から開放特許情報データベースの多言語化について検討し、必要な措置を講じる。(経済産業省)
- ・官民連携のファンドについても、特許などの円滑な流通促進を通じてイノベーションの創出や新規事業の創出に資するような実効性の高いものにしていくため、現状の問題点や有効性について分析し、必要な措置を講じる。(経済産業省)

(4) 知財総合支援窓口機能の強化

【現状】

『知財総合支援窓口の実績』

- ・2012年度現在、知財総合支援窓口は47都道府県56か所に設置されている。
- ・2011年度実績として、窓口支援担当者約130人を知財総合支援窓口に配置し、また、弁理士・弁護士といった専門家をのべ11,000人活用し、100,910件の支援を実施した。
- ・2012年度の支援件数は対前年度比約20%増(11月末時点)である。



《中小企業支援ネットワーク強化事業 新現役マッチング》

中小企業庁「中小企業支援ネットワーク強化事業」の「新現役マッチング」では、経済産業局が選定した中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する巡回対応相談員が、中小企業の経営課題解決に最適な企業O Bを人選し、マッチングを図っている。新現役マッチングのデータベースには約8,800名の企業O Bが登録されている。「中小企業支援ネットワーク強化事業」の実績として、2011年度は81,153件の相談と44,304件の専門家派遣を実施。なお、「中小企業支援ネットワーク強化事業」は平成24年度をもって終了し、平成25年度からは新たにITを活用し専門家派遣などを行う「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」を実施。

【課題】

- ・中小・ベンチャー企業のグローバル展開が加速しており、知財マネジメントは産業財産権のみならず著作権、不正競争防止法の領域にまで拡がって複雑化している。また、知財に関する課題に限らず、中小・ベンチャー企業が抱える経営課題全般をワンストップで相談したいという声も多い。中小・ベンチャー企業へのよりきめ細かな支援の実現に向け、知財総合支援窓口機能をさらに強化していく必要がある。

【取り組むべき施策】

- ・知財総合支援窓口を強化するとともに、企業訪問も含めた新規相談者の開拓を強化する。(経済産業省)
- ・知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活

動を強化する。(経済産業省、文部科学省)

- ・知財総合支援窓口と関係機関及び専門家との連携を深め、様々な知見を備えた企業OBを有効活用することで、中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に対してワンストップで対応できる相談体制を構築する。
(経済産業省)

(5) 地域中小・ベンチャー企業の知財活動活性化

【現状】

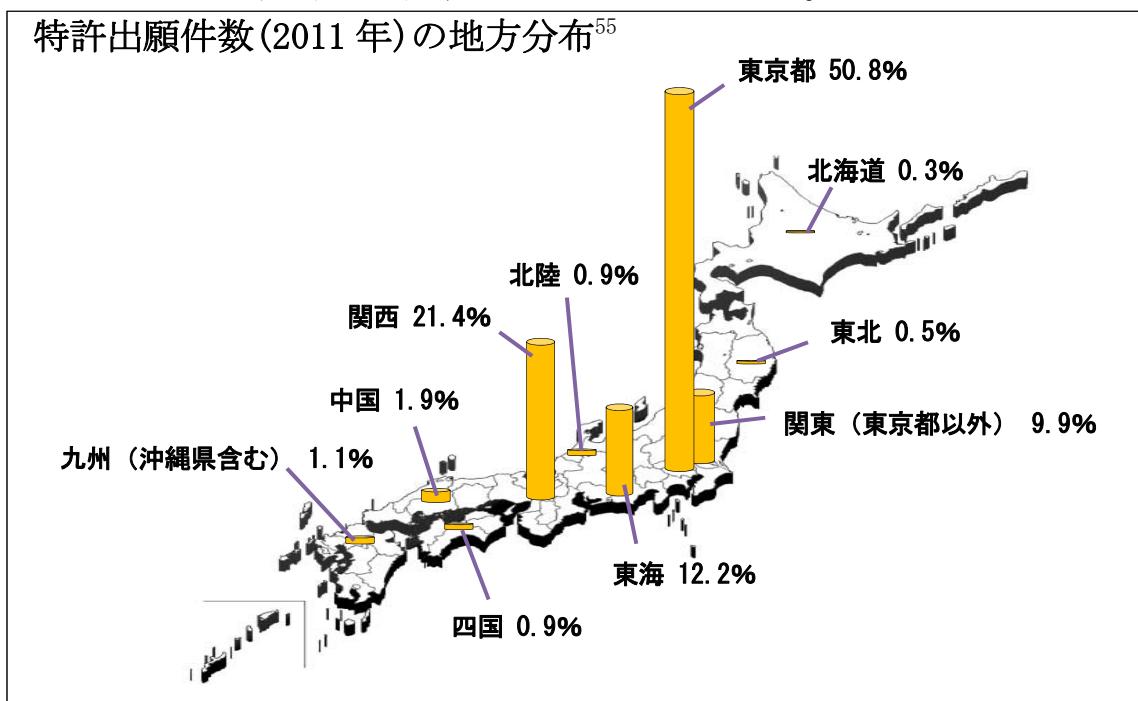
《各国特許庁の支局などについて》

各国特許庁は以下のとおり支局などを有する。

- ・米国特許商標庁（本部：アレキサンドリア）は、デトロイトにサテライトオフィスを有する。今後、ダラス、デンバー、シリコンバレーにも開設予定。
- ・中国国家知識権局（本部：北京）は、北京市、広東省、江蘇省に審査協力センターを有する。今後、河南省、湖北省などにも開設予定。
- ・ドイツ特許商標庁（本部：ミュンヘン）は、ベルリンとイエーナに支庁を有する。
- ・欧州特許庁（本部：ミュンヘン）は、ハーグ、ベルリン、ウィーンに支局を有する。

《特許出願件数の地方分布》

特許出願件数の地方分布を見ると、出願は都市部に集中しており、地方における知財活動は相対的に低調であると考えられる。



⁵⁵特許庁「特許行政年次報告書 2012 年版<統計・資料編>都道府県別出願件数表 (日本人によるもの)」に基づき作成。(注) 外国からの出願があることや小数点処理の関係で、%の和は 100%にはならない。

『弁理士に対するヒアリング結果⁵⁶』

(特許事務所・弁理士を取り巻く状況)

特許事務所から見た場合、顧客としての大企業は、単価は安いが安定しているという特徴がある。一方、中小・中堅企業は比較的高い単価で業務を受注することが可能であるという特徴がある。最近では中小企業も、知財に対する意識が高まっているため、中小企業に対してはコンサルティング(例えば、当該企業のビジネスにとって知財はどれくらい意味があるのか、リスクはどうかなど) サービスを提供できなければならなくなっていると考えられる。

【課題】

- ・中小・ベンチャー企業は社内に十分な知財部門を有しておらず、独力で知財マネジメントを行うのは困難。そのため、社外の専門家や関係機関からの支援が必要不可欠である。しかし、地域における専門家や関係機関の支援体制は未だ十分ではない。地域における中小・ベンチャー企業の知財活動を活性化させるためには、地域の知財支援ネットワーク強化を推進する必要がある。

【取り組むべき施策】

- ・地域における中小・ベンチャー企業の知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的なニーズなどを踏まえ、地域の企業が審査官などから権利取得、審査手続又は権利活用に関する相談などのサービスを受けやすい体制を構築すべく必要な措置を講じる。(経済産業省)
- ・各地域の経済産業局を中心として、地域金融機関も含めた関係機関、地方自治体、専門家とのネットワークを強化し、各地域の状況に合わせた知財支援の取組を推進する。(経済産業省)
- ・地域中小・ベンチャー企業に対して事業戦略の視点でコンサルティングを行える知財人財を育成する。さらに、地域における知財人財と他の専門家及び中小・ベンチャー企業支援機関との連携強化を促進し、地域中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に対してチームで支援を行う強力な支援体制を構築する。(経済産業省)

⁵⁶出典：知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書（みづほ情報総研株式会社）（平成23年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）

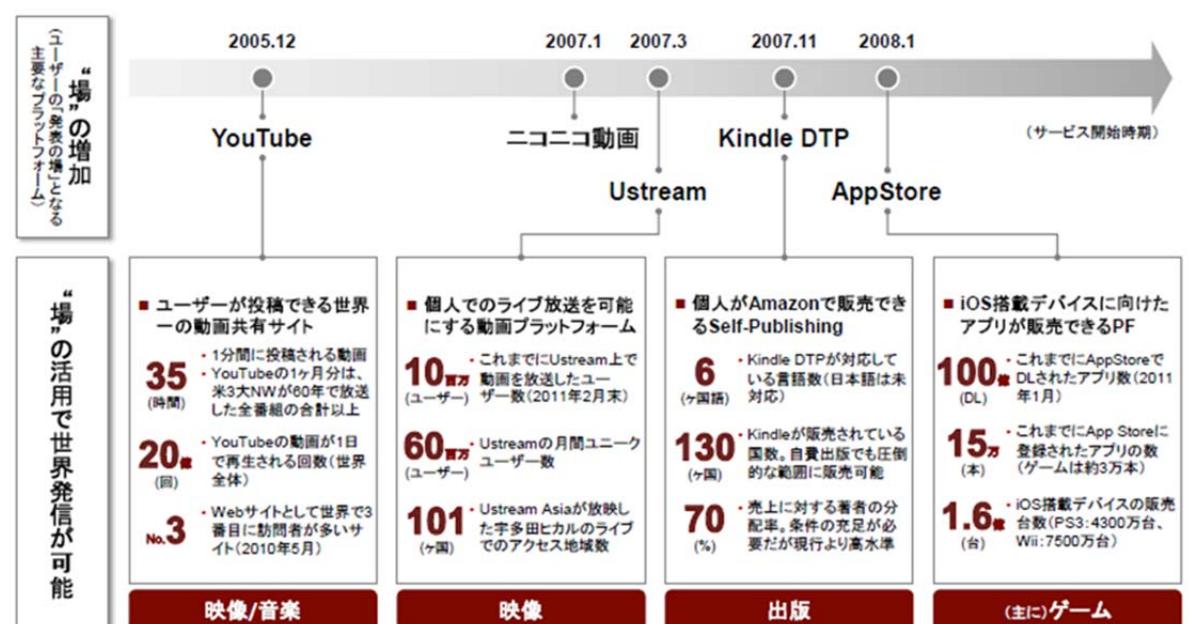
第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. コンテンツ産業を巡る生態系変化への対応

【現状】

- ・クラウドコンピューティングやソーシャルサービスといったメディアの変革に伴い、コンテンツの範囲がクリエーターが創出する文芸やエンターテイメントのみならず、ユーザーが作成したユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツや、公共セクターが保有する公共データ、教育コンテンツ、ビッグデータにまで広がっており、新たな産業の創出・拡大が期待されている。

○UGC (User Generated Contents) を巡る動き⁵⁷



○電子行政オープンデータ戦略の概要（抜粋）⁵⁸

I. 基本的方向性

<基本原則>

- 一 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- 一 機械判読可能な形式で公開すること
- 一 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- 一 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

⁵⁷出典：経産省HP（2010年度クール・ジャパン戦略推進事業、メディア・コンテンツ分野における戦略構築及び他分野への波及効果調査（調査報告書（最終））（2011年5月20日）

⁵⁸出典：電子行政オープンデータ戦略（平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigousei.html>

II. 具体的な施策

平成24年度に、次の施策を実施。

1. 公共データ活用の推進

- ①公共データ活用ニーズの把握
- ②データ提供方法等に係る課題の整理、検討
- ③民間サービスの開発

2. 公共データ活用のための環境整備

- ①公共データ活用のために必要なルール等の整備

各府省におけるデータ公開時の著作権の取扱い、利用条件、機械からのアクセスルール、利用者と提供者の責任分界のあり方、機微情報の取扱いのあり方等について、利用者の利便性と権利者の権利の保護に十分配意しつつ、公共データ活用のために必要なルール等を整備する。

- ②データカタログの整備
- ③データ形式・構造等の標準化の推進等
- ④提供機関支援等についての検討

【課題】

- ・クラウドネットワーク、ソーシャルサービスの進展、UGC (User Generated Content) の拡大など、コンテンツの概念が変化してきており、コンテンツの創造や活用促進のための関連制度、制度の対象範囲などが実態とそぐわない面が出ている。

【取り組むべき施策】

- ・クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザー・ジェネレイティッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。(文部科学省)
- ・電子行政オープンデータ戦略において公共データの広範な二次利用を促進する観点から、公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のためのルールなどの基盤整備について検討を行い、必要な措置を講じる。(内閣官房)

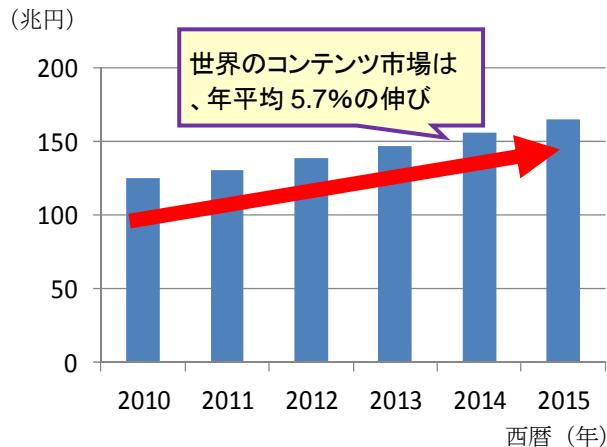
2. コンテンツ政策のプライオリティの向上

【現状】

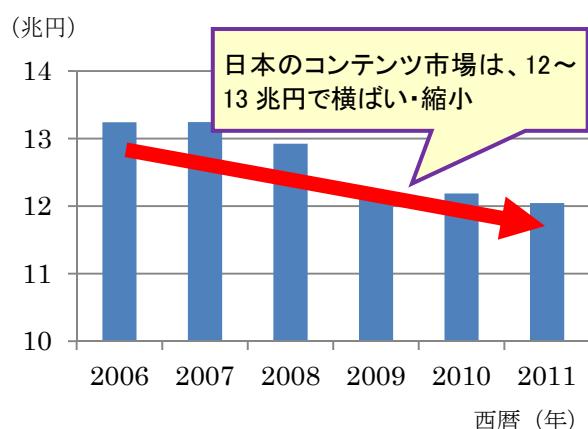
- ・日本のコンテンツ市場は、世界に比べて横ばい・縮小傾向が続き、関連予算も減少傾向にある。

○国内外市場規模等の関連データ

<世界のコンテンツ市場>⁵⁹
(2010年実績、2011年～2015年予測)

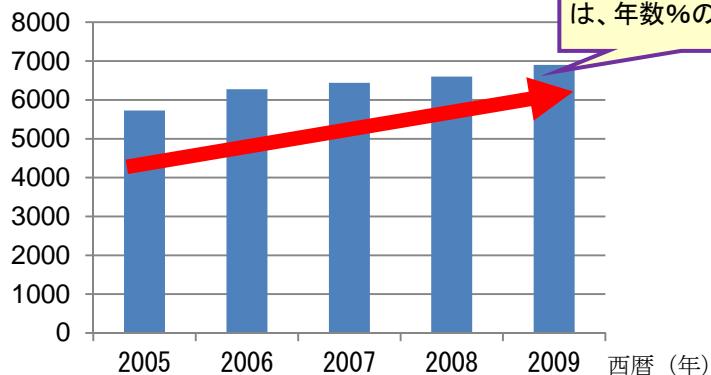


<日本のコンテンツ市場>⁶⁰ (2006～2011)



<韓国のコンテンツ市場>⁶¹ (2005～2009)

(百億ウォン)



⁵⁹ データ出典：総務省資料

※全て2010年の平均為替レート（1米ドル=88.09円 財務省貿易統計より）で換算

⁶⁰ 出典：デジタルコンテンツ白書2012

⁶¹ 出典：NPO法人映像産業振興機構HP

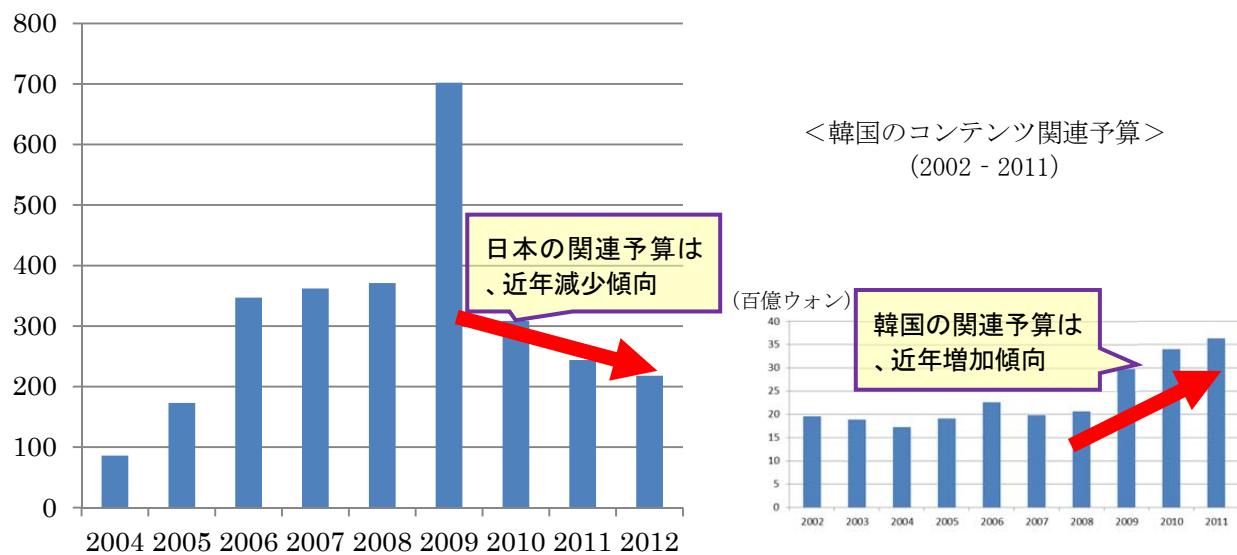
○国内外のコンテンツ関連予算の推移（一部再掲）

※ 日本のコンテンツ関連予算は、近年 2010 年度 310 億円、2011 年度 244 億円、2012 年度 218 億円と減少傾向にある。

(なお、2009 年度の日本のコンテンツ関連予算は、補正予算約 435 億円が上乗せされている。)

(2012 年度は、別途コンテンツの海外展開等の促進に関する補正予算 170 億円を決定済。))

韓国のコンテンツ関連予算は、円換算で 2009 年 220 億円、2010 年 258 億円、2011 年 262 億円と増加傾向にあり、2011 年には日本の予算額を上回っている。



【課題】

- ・コンテンツ市場、コンテンツ関連予算の現状を踏まえ、効果的な予算の執行の必要が高まっている。

【取り組むべき施策】

- ・消費財産業や観光産業など他の産業への波及効果が大きく、魅力的なコンテンツを通じて日本のプレゼンスの向上に大きく寄与するコンテンツ産業に対して、資源配分の重点化と政策資源の充実を図る。（内閣官房）

3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

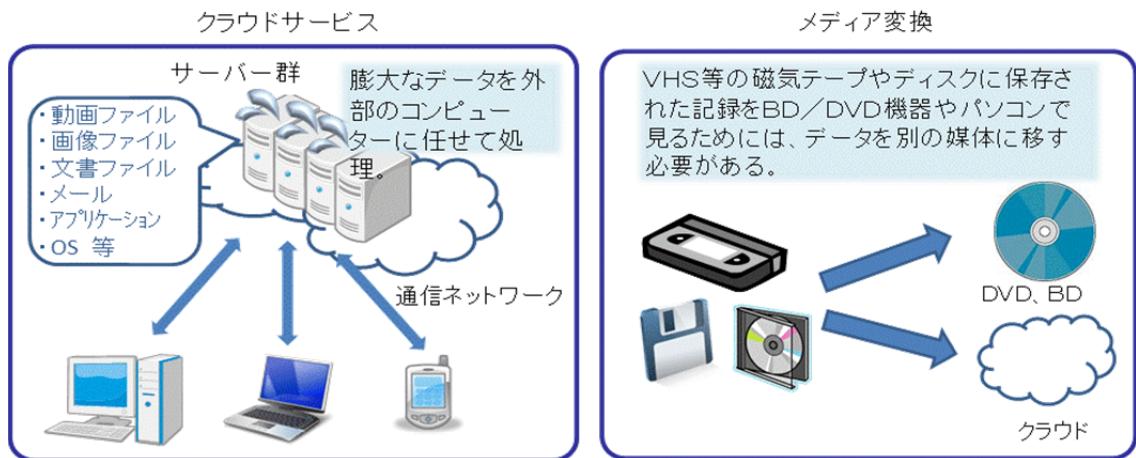
以下の各施策の取組に当たっては、新しい産業の創出環境の形成やクリエーターへの適切な対価還元の確保などを図るため、権利者と利用者の利害対立といった構造を越えた全体的な制度設計の構築が必要である。

（1）新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備

【現状】

- ・クラウドサービスやメディア変換といった新たなサービス形態の発生に伴い、新たな産業の創出・拡大が期待されているが、当該サービスと著作権法などとの関係が問題になっている。

○クラウドサービスやメディア変換の概要



(注) 技術的保護手段の施されたメディアについては、私的複製であっても、技術的保護手段を回避して行う複製行為は著作権侵害となる。(著作権法第30条第1項第2号)

【課題】

- ・新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービスやメディア変換などの促進に向け、私的複製に事業者が関与する場合などの権利制限規定の見直しや、事業の実施に向けた円滑なライセンシング体制の構築など、必要な制度の在り方について検討が必要。

【取り組むべき施策】

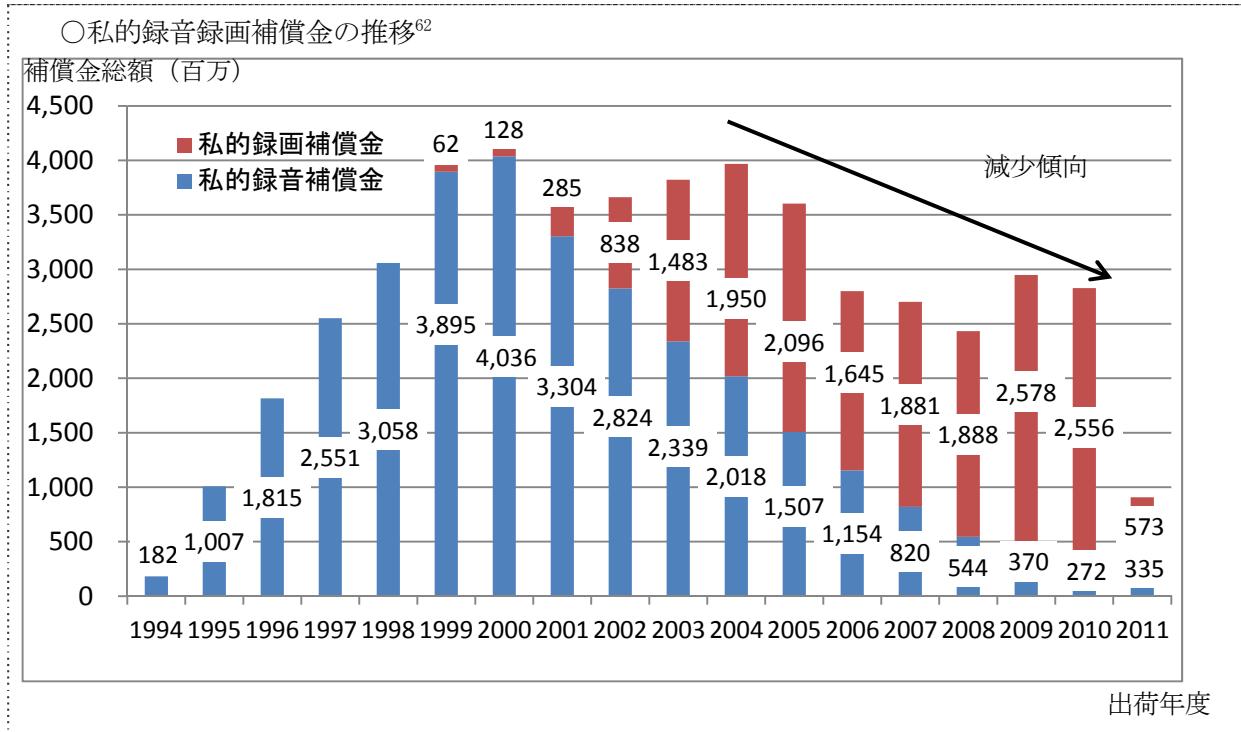
- ・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大の促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンシング体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

(2) クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備

【現状】

- ・著作権法上、政令で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととされている。録音・録画機器等の範囲を政令で定めるにあたっては、録音・録画機器等の普及の状況や利用実

態、著作権保護技術の有無・程度等について検討されてきているが、現在、私的な録音・録画の際に利用されている機器の一部は現行政令規定上の対象外となっている。なお、当該補償金の総額は近年減少している。



【課題】

- 私的録音録画補償金制度が想定していたクリエーターへの適切な対価還元の在り方などについて検討が必要。

【取り組むべき施策】

- クリエーターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き継ぎ制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)

(3) 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化

【現状】

- 放送番組の電子配信数は、年々増加しているが、地上テレビ番組の輸出金額は近年減少傾向にあり、直近ではほぼ横ばいで推移している。放送コンテンツの海外展開や電子配信等の二次利用は、放送時の契約に含まれない場合が多く、放送後に改めて権利者の許諾が必要となる。このこ

⁶²出典：私的録音補償金：sarah HP、私的録画補償金：SARVH より聴取

とが、海賊版の流通に先んじた正規版供給のための権利処理が遅滞する一因となっている。

- ・また、放送番組などのコンテンツを利用する際、著作権者などが不明の場合に活用するために設けられた裁判制度は、実績が伸び悩んでいる。
- ・また、放送コンテンツに限らず、コンテンツの二次利用を促進して市場を拡大し、周辺の消費財産業等を含めて収益化を図るビジネスモデルの構築の重要性が高まっており、コンテンツの権利処理の一層の円滑化のための施策が求められている。

○放送番組の電子配信数の推移（主なもの）

<NHK オンデマンド>

	2008年度(※)	2009年度	2010年度	2011年度
見逃し番組	1,705	7,233	7,826	7,119
ニュース番組	522	1,552	1,528	1,523
特選ライブラリー	1,740	2,752	4,084	4,727
総計	3,967	11,537	13,438	13,369

(※) 2008年度は2008年12月から2009年3月末までの実績

<TBS オンデマンド>⁶³

2010年2月時点：309タイトル・1,153本
2011年2月時点：487タイトル・2,001本
2012年2月時点：700タイトル・3,622本

○aRma 処理件数の推移⁶⁴

<放送番組の二次利用許諾件数>

2010年度（ネット送信のみ）：約1,150件（7月29日以降）
2011年度（ネット送信、ビデオグラム化、番組販売）：約4,400件
2012年度（ネット送信、ビデオグラム化、番組販売）：約3,400件（10月末現在）

<うち不明権利者探索件数>

約300件（2011年度から2012年10月末）

○裁判件数の推移⁶⁵

2008年度 裁定件数5件（対象著作物等数553件）、2009年度 裁定件数15件（対象著作物等数556件）2010年度 裁定件数27件（対象著作物等数67912件）、2011年度 裁定件数20件（対象著作物等数60230件）

【課題】

- ・海外展開のための権利処理の迅速化の必要性やコンテンツの電子配信などの増加傾向を踏まえ、実態を踏まえた権利処理の在り方や、著作権関

⁶³出典：総務省 デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会（第61回）資料5

⁶⁴出典：aRmaより聴取

⁶⁵出典：文化庁HP「著作権者不明等の場合の裁判制度」過去の裁判実績

連制度とその運用などについて検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・放送番組などの二次利用を促進するため、コンテンツに関する実演家及びレコードそれぞれについて、権利情報の一元的管理や権利処理を集中的に行う機関を整備するなど権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進する。(総務省、文部科学省)
- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁判制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(文部科学省)
- ・放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャッシングに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(総務省、文部科学省)
- ・産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンシングを保護することで、法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)
- ・コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を促進するため、コンテンツにIDを付与し、権利処理に係る情報を集約するデータベースの整備とコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を促進する。(総務省、文部科学省)
- ・知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(再掲)(経済産業省、文部科学省)

(4) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

【現状】

- ・各国と締結している通商関連協定のうち、経済連携協定の知的財産章の中で、相手国の知的財産に関する制度及び課題に応じて規定を置いている。

○経済連携協定の知的財産章（著作権分野）における規定例⁶⁶

- ・著作者、実演家及びレコード製作者に対して、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、利用可能化権を付与する。（インドネシア、フィリピン、マレーシア）
- ・著作者、実演家又はレコード製作者により用いられた技術的保護手段の回避を防ぐため、適当な法的保護及び効果的な法的救済を定める。（フィリピン）
- ・著作者、実演家又はレコード製作者などを特定する権利管理情報について、著作権及び関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら、権限なく電磁的な権利管理情報を除去し、又は改変する行為などに対し、適當かつ効果的な法的救済を定める。（インドネシア、フィリピン）
- ・ネットワークを通じて送信された情報に対するインターネット・サービス・プロバイダの取扱いについて、一定の要件を満たす場合には、その責任を制限する適切な措置を定める。（マレーシア）

【課題】

- ・産業界からは、政府間交渉の場において、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保を促し、TRIPS協定などの規定以上の知的財産の保護を実現する事が求められている。

【取り組むべき施策】

- ・自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）、投資協定などの二国間・多国間協定の交渉の機会を通じて、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、産業界を中心とした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。
(外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省) (再掲)

（5）電子書籍の普及促進

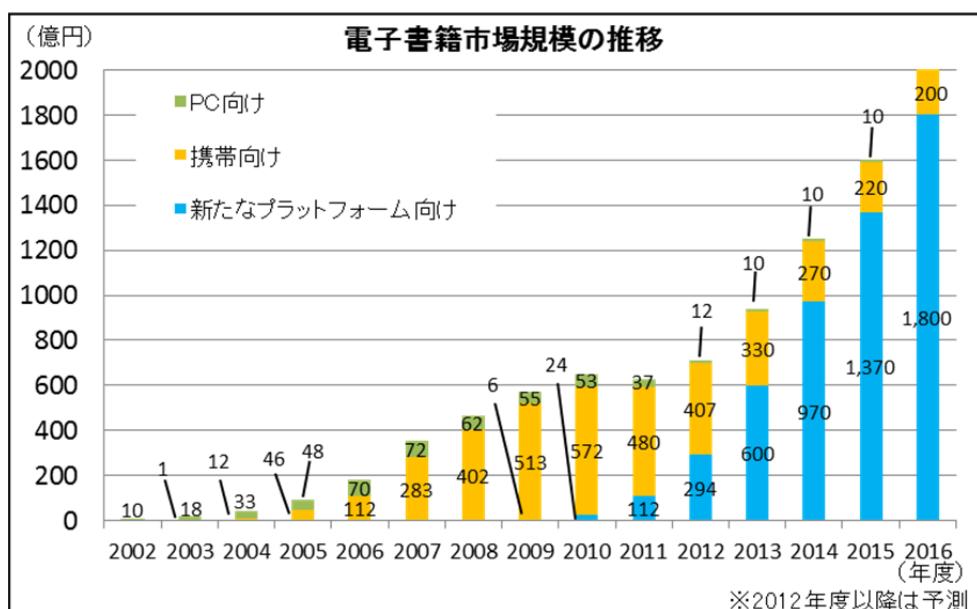
【現状】

- ・電子書籍市場は、近年急激に成長し、日本にも海外企業が参入。国内電子書籍ストアの利用率は、海外電子書籍ストアに比べ低い。

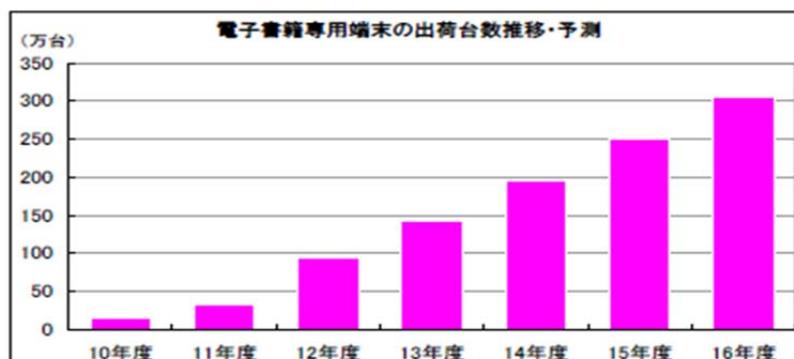
⁶⁶ 「我が国の経済連携協定（EPA）における知的財産分野の合意（小山隆史）」（月刊「パテント」H22.9）より作成

- 日本では、電子書籍端末が普及しつつあるが、コンテンツの数が十分でないとの指摘がある。
(米国 95 万点⁶⁷、日本 10 万点⁶⁸)
- 2012 年 11 月から米アマゾン・ドット・コムが Kindle シリーズを日本で順次発売するとともに、日本の電子書籍市場に参入。

- 電子書籍市場の概要⁶⁹



- 電子書籍市場の概要⁷⁰



※2012 年度以降は予測

【課題】

- ・利用者からはコンテンツ数の充実を望む声が多く、電子書籍の普及促進のための取組支援の具体策について検討が必要。
- ・普及に伴う権利者保護の観点からは、個々の著作権者の対応では、企業

⁶⁷出典：電子書籍市場の現在と電子書籍がもたらすビジネスチャンス（雑誌／教育ビジネス）
(2011年10月 NRI)

⁶⁸出典：BookLive HP (2012.12 時点)

⁶⁹出典：電子書籍ビジネス調査報告書インプレスR&D

⁷⁰出典：株式会社 MM 総研 HP

などとの交渉や模倣品・海賊版対策には困難が予想されることから、有効な対策を検討することが必要。

- ・インターネット上のサービス・プラットフォームは寡占化が進みやすないと指摘されるところ、現時点で相対的に利用率の高い海外電子書籍ストアによる寡占化がさらに進む可能性がある。

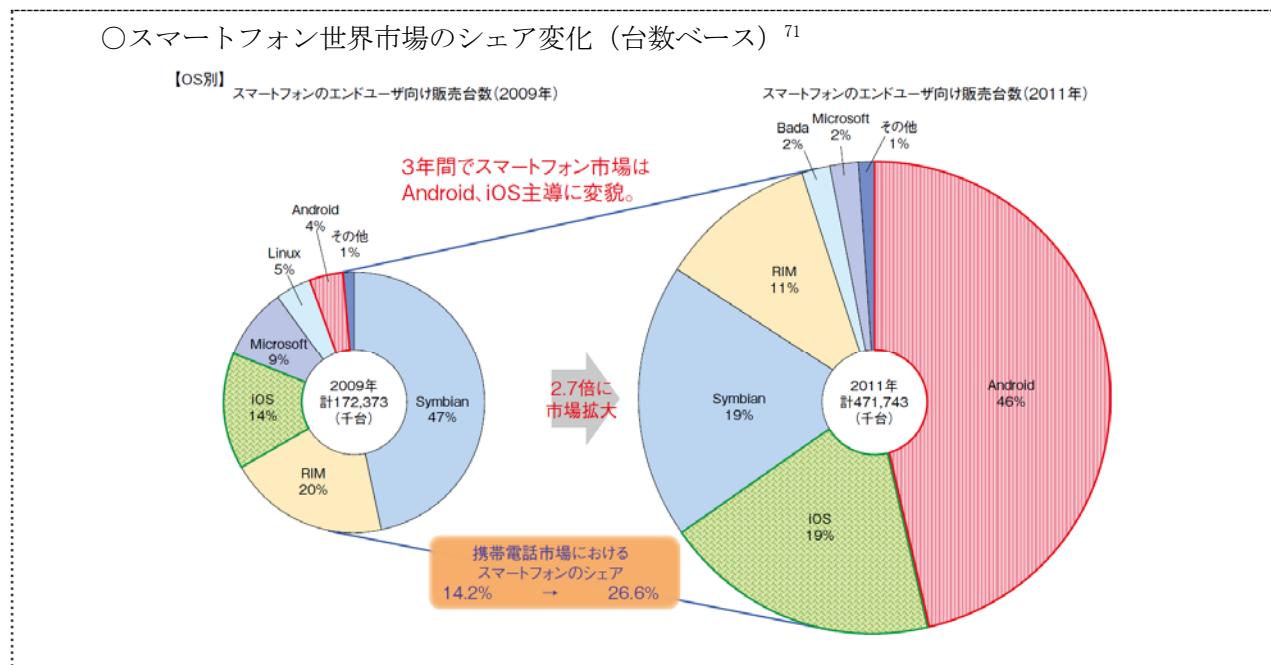
【取り組むべき施策】

- ・海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した出版権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)
- ・電子書籍の普及拡大を図るため、専門書を含む電子書籍コンテンツ数の拡大による利用者の裾野拡大といった民間の取組を支援する。(経済産業省)

(6) プラットフォームの形成の推進

【現状】

- ・主要米国企業は、デジタル化・ネットワーク化を踏まえつつ、グローバルで他社技術・事業も組み合わせたエコシステムを形成し、エコシステム全体の中で利益を得る戦略へと戦略転換を進め、この戦略転換で先んじた音楽配信、映像配信における海外プラットフォームは、圧倒的な市場シェアを握るに至っている。
- ・また、スマートフォンの市場規模が拡大する中、そのプラットフォームとしてのOSのシェア争いも激しい。音楽配信、映像配信における海外プラットフォームのシェアも圧倒的である。
- ・業界の自主規制については、日本企業が海外企業より不利な競争を強いられる場合がある。例えば、日本企業はCDから音楽を携帯電話にコピーできない措置をとる一方で、海外企業はこうした措置をとっていない例などが指摘されている。



【課題】

- ・OSやブラウザその他のプラットフォーム及びクラウドサービスの世界において、米国大手事業者が既に圧倒的な開発力と資金力でわが国市場に進出している。
- ・プラットフォームに関しては、日本企業に対外的に不利な業界の自主規制や、海外プラットフォーム事業者と国内コンテンツホルダーの間の契約における不利な条件を消費者に開示できないようにするNDA（秘密保持契約）に問題があるとの指摘がある。

【取り組むべき施策】

- ・出版、音楽、写真、映画、アニメ、テレビ放送番組、ゲームといった多様なコンテンツを提供するプラットフォーム支援を通じてコンテンツがプラットフォームをリードするエコシステムの実現の促進を支援する。
(総務省、経済産業省)
- ・一部海外企業による市場寡占化により日本企業が不利とならないよう、我が国の基幹産業として発展することが期待される、OS、ブラウザ、データセンターといったプラットフォーム関連産業成長の促進方策を検討し、必要な措置を講じる。
(総務省、経済産業省)
- ・プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者間の取り決めの透明化やルール作りの必要性を検討するとともに、プラットフォームに関し、対外的に日本企業が不利になるような自主規制や契約慣行により競争力の低

⁷¹出典：総務省 平成24年版 情報通信白書

下につながることのないよう、業界の自主規制や慣行などの見直しの取組を支援する。(経済産業省)

(7) ビッグデータビジネスの振興

【現状】

- ・デジタル・ネットワーク社会の進展に伴い、多様で膨大なデジタルデータがネットワーク上で生成、流通、蓄積されるようになり、いわゆるビッグデータの存在感が高まっている。
- ・ビッグデータの活用により、米国のヘルスケアで年間3千億ドル、EU公共セクターで年間2.5千億ユーロ、位置情報データの活用により年間6千億ドルの消費者価値創出などが期待されるとの調査もある。



【課題】

- ・デジタル・ネットワーク社会では、ソーシャルメディアデータ、ウェブサイトデータ、マルチメディアデータなどのビッグデータを経営資源として捉え、コンテンツ産業の振興に効果的に活用することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生

⁷²出典：総務省 平成24年版 情報通信白書

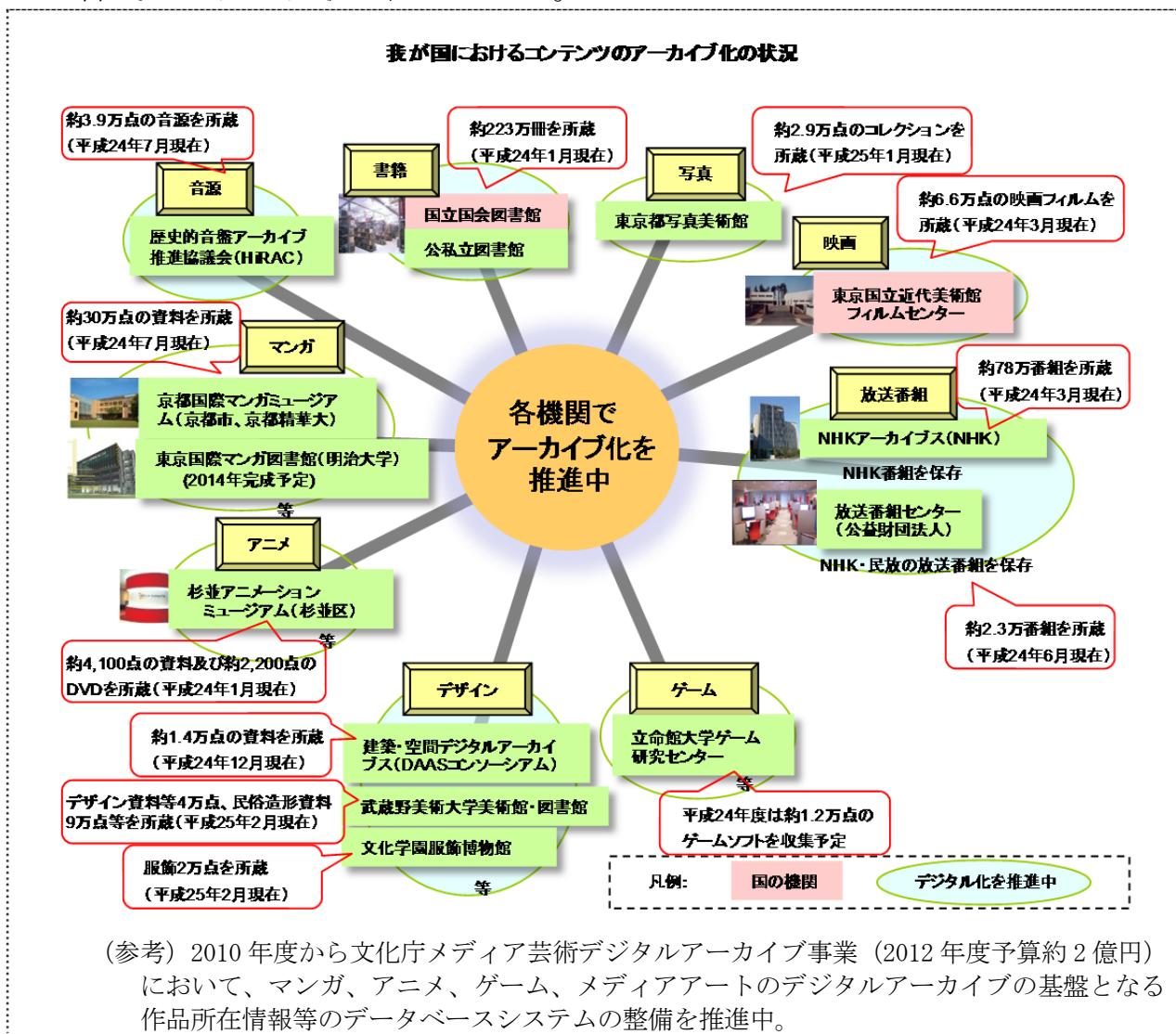
み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを利活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保護と利活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱に係るルールなどの事業環境整備やデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発などに取り組む。(総務省、文部科学省、経済産業省)

4. デジタル・ネットワーク環境促進の基盤整備

(1) 文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進

【現状】

- ・新たな知的資産生産の基盤形成のため、文化資産の蓄積・活用を可能とするデジタル・アーカイブの有効性が指摘されている。海外では欧州の Europeana、米国のWorld Digital Libraryといった取組みが進んでいる。
- ・我が国においても、各コンテンツのデジタル・アーカイブ化については、官民でそれぞれ取り組んでいる。



【課題】

- ・コンテンツ産業のより一層の発展に向けたデジタル・アーカイブ化の一層の進展や連携とその海外発信を含めた利活用とともに、コンテンツを利用するためのハードの保存や文化資産としてのデジタル・アーカイブ化についても検討が必要。

【取り組むべき施策】

- ・新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため、書籍、映画、放送番組、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、文化財といった文化資産及びこれらの関連資料などのデジタル・アーカイブ化を促進するとともに、各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化について検討し、必要な措置を講じる。(総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 教育の情報化の推進

【現状】

- ・文部科学省と総務省の緊密な連携の下、文部科学省は、主として教育用コンテンツの開発や指導方法の開発など、ソフト・ヒューマン面から、総務省は、主として教育の情報化に係る ICT の導入手法など情報通信技術面から、様々な学校種、子どもたちの発達段階、教科などを考慮して、教育の情報化に向けた取組を実施。

学びの推進基盤の確立

21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を実現するために、様々な学校種、子どもたちの発達段階、教科等を考慮して、一人一台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された環境において、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等を行う実証研究を実施



学びの場における情報通信技術の活用実証研究

- ▶ 学校種、発達段階、教科等に応じた効果・影響の検証
- ▶ デジタル教科書・教材、情報端末等を利用した指導方法の開発
- ▶ モデルコンテンツの開発
- ▶ 一人一台情報端末に必要な機能の選定・抽出 等

学びの知的基盤の確立

教員同士が教材を共有等してよりわかりやすく深まる授業を実現するため、教育の情報化に関する調査研究やその成果等の普及を図る

教育の情報化推進体制の整備

- ▶ 国内の情報通信技術活用好事例等の収集・普及・促進
- ▶ 教育の情報化の実態に関する調査等

【課題】

- ・ 教育の情報化の推進に向けて、情報端末の供給や関連制度の見直しといった具体的な課題があるとともに、実証研究を通じ、様々な情報に容易にアクセスできる点にも配慮した検証も求められている。

【取り組むべき施策】

- ・ すべての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究などの状況を踏まえつつ、情報通信環境の整備や情報端末の標準的な規格の策定を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方と併せて著作権制度上の課題を検討し、必要な措置を講じる。(文部科学省、総務省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化に向けた一体的な取組

(1) ソフトパワーの強化に向けた政府の一体的な取組の推進

【現状】

- ・省庁連携により、JAPAN EXPO、世界経済フォーラムなどの場で、日本の魅力を発信しているが、政府一体となったより一層の取組が求められている。

○JAPAN EXPO (外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

マンガ・アニメ・ゲーム、音楽等の日本のポップカルチャーと、武道や茶道等の伝統文化を合わせた、世界最大規模の総合的日本文化紹介イベント。

JAPAN EXPO 2012では、原宿ファッショントークを紹介するイベント、各地の伝統文化の紹介、日本の城セミナーや沖縄民謡等を通じた訪日観光PR、東日本大震災からの復興写真の展示、J-POPのライブステージ、ギネスが公認した世界一の癒し系ロボット「パロ」についての講演会及びデモンストレーション等を実施。JAPAN EXPO 2012の来場者数は約21万人。



○世界経済フォーラム（ダボス会議）(内閣官房、外務省、財務省、農林水産省)

ビジネス、政治等の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界・地域・産業のアジェンダを形成し、世界情勢の改善に取り組むフォーラム。そこで開催するジャパンナイトを通じ、日本の強み・魅力、日本の価値を世界に向けて発信。

2012年9月に中国・天津でサマーダボス、2013年1月にスイス・ダボスにて開催。



（参考）韓国コンテンツ振興院（KOCCA）

2009年、放送・ゲーム・アニメーション/キャラクター/大衆音楽など別々に運営されていた振興組織を一つに統合し、韓国のコンテンツ産業振興を総括する専門機関として設立された政府系機関。

【課題】

- ・コンテンツを中心としたソフトパワーの強化の推進に向けては、現在各省庁などで連携したイベントを実施しているが、より一層効果を上げるために、官民でオールジャパン体制を構築することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・各府省が所掌分野に応じて実施しているコンテンツを中心としたソフトパワーの強化に関する施策を一体的に展開する観点から、コンテンツ関連施策に対して重点的に資源配分するとともに、政府としての総合的な推進体制の在り方について検討し、必要な措置を講じる。(内閣官房)

2. 日本の伝統や文化に根ざした魅力あるコンテンツ・製品などの発掘・創造

(1) ターゲット国・地域で売るためのコンテンツ・製品の制作などに係る支援

【現状】

- ・一部の国では、政策対話などを機に、民間における海外市場への参入の取組が推進。
- ・対象国市場への参入を促す側面も期待できる国際共同製作については、文化、言語の違いによる壁があり、成功例の創出が困難との指摘もある。

○インド政府とのクリエイティブ産業協力・政策対話を踏まえた民間における取組

- ・日印外交関係樹立 60 周年を記念し、2012 年 4 月 30 日、経済産業省とインド商工省との間でクリエイティブ産業分野での協力を合意。これを受け、2012 年 10 月に両国局長間の政策対話を実施し、協力事業の進展を確認。

(進展事業例)

インド・デザイン・マーク設立に向け、専門家の派遣、研修生の受入を実施。

アニメの共同制作が進展。Suraj The Rising Star (クリケット版巨人の星) は 2012 年 12 月にインドの大手ケーブルテレビで放送開始。

○国際共同製作に関する状況

- ・2011 年度より、公益財団法人ユニジャパンにより「国際共同制作」と認定された映画 (※) のうち、文化庁へ申請のあった日本映画について、文化庁で審査のうえ映画の製作活動に対する支援を実施。

(※) 公益財団法人ユニジャパンによる国際共同製作認定制度

日本の製作団体が参加する映画の国際共同製作のうち、①日本の製作団体の海外市場獲得に寄与し、②文化交流・人材交流を通じた産業のグローバル化や文化の質的向上に寄与する国際共同製作かどうかを審査し、認定する。

(採択作品)⁷³

	2011 年度		2012 年度	
	劇映画	アニメーション映画	劇映画	アニメーション映画
採択数	3 件(中、台、仏)	2 件(香、米)	2 件(中、韓)	1 件(米)
申請数	8 件	3 件	5 件	3 件
助成予定額	約 0.8 億	約 1.0 億	約 1.0 億	約 0.5 億

⁷³出典：文化庁

【課題】

- ・海外展開の対象国・地域を拡大することで、日本ブランドの認知度が高まる。一方、対象国・地域で受け入れられやすいコンテンツや製品などの絞り込みが十分できておりらず、我が国の潜在力が十分発揮されていないため、関連制度を調査した上で、受け入れられやすいコンテンツや製品などの製作を支援し、成功事例を生み出していくことが必要。
- ・対象国・地域での海外市场獲得などを目指し、国際共同製作の一層の活用を検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・ターゲット国・地域で売るために、日本固有の文化力とものづくりの技術力の融合や、国民の幅広い発信力を活用しつつ、官民一体となって又は事業者の取組を国が支援する形で、魅力的なコンテンツや製品の制作などを進めるための支援を講じる。(経済産業省、文部科学省、農林水産省)
- ・海外市场で受け入れられるコンテンツの制作活動を通じた積極的な対外発信を進めるため、国際共同製作などの国際的な創造発信活動を支援することでコンテンツの質の向上やノウハウの蓄積を図る。(経済産業省、文部科学省、総務省)

(2) 世界のコンテンツの中心となる人財・開発拠点の整備

【現状】

- ・現在、海外の芸術家などを受け入れる拠点作りについては、文化庁が最近事業を開始している。こうした動きを強化し、日本を世界のコンテンツの創造拠点とすることが求められている。

○文化芸術の海外発信拠点形成事業により拠点づくり支援状況（文化庁）⁷⁴

- ・2011年度から、異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受け入れや、国際的な文化芸術創造といった各地域において取り込まれている特色ある国際文化交流事業を国として強力に支援することで、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進。
- ・実績（支援採択数（継続採択も含む））

2011年度：27件、2012年度：27件

【課題】

⁷⁴出典：文化庁

- ・漫画、アニメ、ファッションの本場として日本を目指す留学生の存在などを踏まえ、世界のコンテンツ供給国としての人財育成、開発・発信拠点の整備について積極的に検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・我が国のコンテンツ産業の優れた技術力と創造力を十分にビジネスにつなげていくため、各分野のコンテンツの集積や日本の伝統・文化との融合とその発信により、世界に通用するコンテンツを生み出していく人財育成と開発の創造拠点の整備を支援する。(文部科学省、経済産業省)

(3) 地域ブランドの確立

【現状】

- ・CREATIVE TOKYO構想や文化芸術創造都市など、一部地域において地域資源を活用したブランドを確立する取組が進められるとともに、地理的表示保護制度や地域団体商標制度による我が国のブランド確立についても期待が高い。

○CREATIVE TOKYO構想

- ・クリエイティブ・ハブの構築に向けて、日本のクリエイティブ産業のショーケースである東京において、経済産業省などの関係省庁、商店街、百貨店、ディベロッパー、大学、関連イベント主催者、NPOなどと連携して、街ぐるみで東京のブランドを再生し、東京の街や消費を活性化し、観光客を誘致する構想。

[CREATIVE TOKYO に向けた取組]



1. 街を挙げたプロモーションを行い、国内外に日本の感性を発信する。これにより、世界の人材や情報、資金を誘引し、クリエイティブ・ハブとしての地位を確立する。
2. 業種を超えた新しい連携を促進し、日本の文化やライフスタイルに関連する新たなビジネスを生み出すことで、内需拡大や企業の海外展開を後押しする。
3. 世界の才能を呼び寄せ、多様な文化の中で若い才能が切磋琢磨できる機会を創出する。これにより、世界で活躍できる人材や企業を育成する。
4. 国内外のクリエイティブ・シティと連携し、人材や情報の交流、共同プロジェクトの実施などを推進することで、国際的な活動の場を確保する。
5. 新しい価値観を受け入れ、クリエイティブな活動を自由に行える環境を街を挙げて作ることで、新たな未来を力強く切り拓く。

○文化芸術創造都市の推進（文化庁）

- ・文化芸術の力により地域活性化に取り組み、特に顕著な成果を上げている市区町村の表彰、文化芸術創造都市に取り組む地方自治体等のネットワークの充実・強化など地域の自発的な取組を支援。平成25年1月、文化芸術創造都市の国内プラットフォームとなる「創造都市ネットワーク日本」(Creative City Network Japan) が創設。

○東アジア文化都市（文化庁）

- ・日中韓文化大臣会合の枠組みで合意された日中韓3か国の共同事業である東アジア文化都市を2014年から開始予定。

○地理的表示保護制度の概要⁷⁵

- ・地理的表示保護制度は、①EU型の固有（sui generis）な制度と、②米国型の証明商標制度をベースとした制度等の類型があり、諸外国において、それぞれの国の歴史的経緯や経済連携協定の締結状況等を踏まえ、その国の実情に応じて様々な制度が導入されている。

(参考1) 農林水産物・食品を対象とした固有（sui generis）の地理的表示保護制度を導入している国は、我が国の有力な輸出先国であるアジア諸国、EU等も含めて70か国以上。

(参考2) 証明商標制度等の商標制度で保護している主な国は、アメリカ、カナダ、オーストラリア等。

(参考3) 韓国の地理的表示制度⁷⁶

韓国の制度について調査を行った農林水産省等によれば、韓国では、3つの法律（農産物品質管理法、商標制度に基づく地理的表示保護制度、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律）による地理的表示の保護の仕組みが併存している。なお、韓国は、EU・米国双方とFTAを締結しており、このうち、2009年10月に締結された韓EUFTAでは、韓国、EU双方が互いに保護すべき地理的表示をリストに明示し、保護の対象となる旨を規定している。

○地域団体商標制度⁷⁷

- ・地域団体商標制度とは、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とし、平成18年4月より導入された制度。平成24年度末現在の登録数は536件。出願人は、法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であることが必要である。

【課題】

- ・海外市場を取り込むため、人財や技術が日本に集まるような「本場」としての体制づくり、ブランド化が必要。また、地域の文化資産（文化財、アニメ、ファッショ、食などを含む。）を含めた日本の魅力的なコンテンツなどの活用などとともに受入れ環境を充実させることで地域振興を図ることも必要。
- ・我が国の高品質な農林水産物・食品のブランドイメージの保護、輸出促進の実現に向け、具体的な施策を推進することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・地域の優れた产品や技術、文化資産（文化財、アニメ、ファッショ、食などを含む。）などについて、ブランドマネジメントやコンテンツなどの連携などにより、その魅力を更に高め、世界に通用するブランドとして確立し、海外展開や観光振興、地域活性化を進める地域一体となつた取組を実施する。（経済産業省、文部科学省、農林水産省）
- ・地域に根ざした文化芸術の魅力を国内外へ力強く発信し、また、国際交流の推進を図るため、2014年開始予定の「東アジア文化都市」の取組を推進するとともに、文化芸術の力で地域おこしなどに取り組む「文化芸術創造都市」の情報集約・発信の国内プラットフォームである「創造都市ネットワーク日本」への支援を通して、地域ブランドの発信力を

⁷⁵出典：農林水産政策研究所

⁷⁶出典：農林水産省の地理的表示研究会第4回資料を基に事務局作成

⁷⁷出典：特許庁HP

強化する。(文部科学省)

- ・我が国の高品質な農林水産物・食品の高付加価値化・ブランド力向上に資する地理的表示（G I）の保護制度を導入し、輸出促進を図る。(農林水産省)
- ・ご当地グルメなど、地域ブランドによる地域活性化に中心的に取り組んでいる商工会議所などが地域団体商標の登録主体となるように制度の拡充を図る。(経済産業省)

(4) 日本の高度な技術力を生かしたコンテンツ制作の促進

【現状】

- ・日本の強みである高度な技術力を生かしたコンテンツの制作について、これまでにコンテンツの制作を支援する技術開発や、先端技術とコンテンツビジネスの連携を強化する人財作りといった事業が行われている。

○コンテンツの創作を支える技術開発の取組（例）

- ・「デジタルメディア作品の製作を支援する基盤技術」科学技術振興機構（J S T）研究（2004～2011年度）
コンピュータ等の電子技術を駆使した映画、アニメーション、ゲームソフト、さらにはその基礎となるCGアート、ネットワークアート作品等の高品質化（多次元化も含む）を目的とした映像や画像の入力・処理・編集・表示技術、インターフェイス技術、ネットワーク技術等に関する研究などを実施。

○科学技術とコンテンツ創作の融合促進の取組（例）

- ・コンテンツ創造科学産学連携教育プログラム
(科学技術振興機構（J S T） 委託事業（2004～2009年度）)

国際競争力を持つコンテンツ産業の育成を目指し、先端技術と国際的なコンテンツビジネスの高度な専門知識を有するプロデューサー人材等を養成することを目的として、先端的研究に裏打ちされた自然科学と人文・社会科学との融合した教育を東京大学において実施。

【課題】

- ・海外コンテンツから差別化されたわが国のコンテンツを効果的・効率的に生み出し、コンテンツ制作における競争優位を維持・向上を図る観点から、クリエーターの創造力触発及び創作を下支えする技術基盤整備との双方にわが国の強みである高度な技術力を活用可能な施策を検討することが必要。
- ・最先端科学技術を題材とした作品のヒットなどを踏まえ、クリエーターの創造力を触発する科学技術の普及啓発について検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・高度な日本の技術力を生かして、3次元映像技術、デジタルファブリケ

ーション（3次元プリンタなどでデジタルデータを基に造形すること）といったコンテンツ制作の高度化・効率化などに有効な先端技術開発を促進するなど、コンテンツ制作を効果的・効率的に行うための取組を支援する。（総務省、経済産業省）

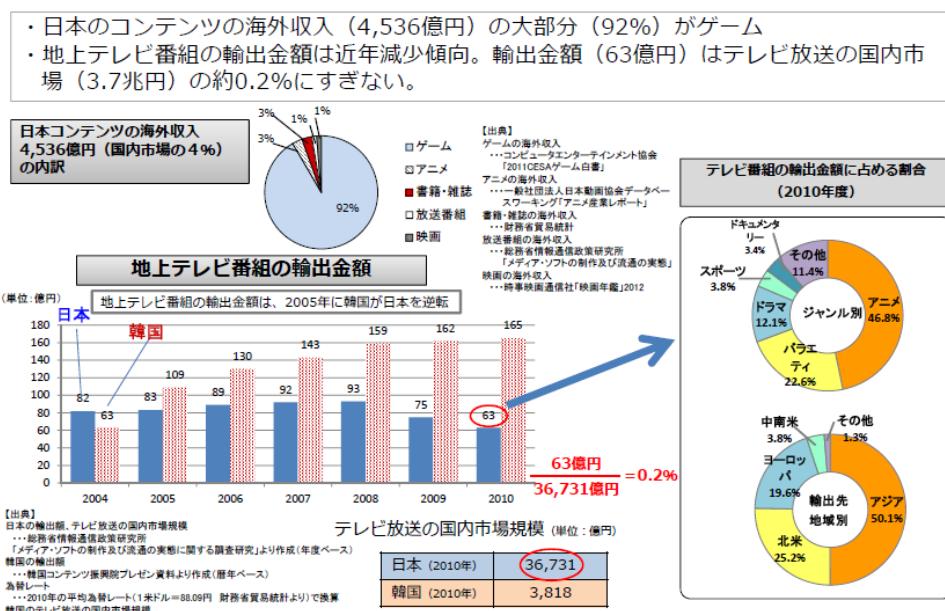
3. 日本ブランドのグローバルな発信

（1）各国放送枠の確保や各地での日本イベントの実施

【現状】

- ・コンテンツの海外輸出、日本イベントについては、これまでに官民でコ・フェスタ、メディア芸術祭、JAPAN EXPOといった取組みを実施するとともに、コンテンツの海外発信に対する総合的な支援事業を2012年度から開始している。

○テレビ番組の海外展開の現状⁷⁸



・クールジャパン・コンテンツ海外展開等促進事業(補助)（総務省、経済産業省）

日本のコンテンツの海外発信に対する総合的な支援（海外展開に必要な映像素材のローカライズやプロモーションへの支援等）を実施し、海外における日本ブームの創出を図り、消費財等関連産業の海外展開の拡大、観光等の促進につなげる。（平成24年度補正予算要求額：155億円（両省計））

⁷⁸出典：総務省資料

○イベントによる発信

・コ・フェスタ (JAPAN国際コンテンツフェスティバル)

日本が誇るゲーム、アニメ、マンガ、キャラクター、放送、音楽、映画といったコンテンツ産業に関わるイベントが連携し、世界に向けてジャパンコンテンツを発信。
2011年度の総来場者数は約230万人。



(主なイベント)

・東京国際映画祭



・東京ゲームショウ



・CEATEC JAPAN



・メディア芸術祭

アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの4部門において優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品の鑑賞機会を提供するメディア芸術の総合フェスティバル。

受賞作品は、海外で実施される展覧会で展示・上映される。



(過去の受賞作品)

・Wii Sports (2007年)



・サマーウォーズ (2009年)



・JAPAN EXPO

マンガ・アニメ・ゲーム、音楽等の日本のポップカルチャーと、武道や茶道等の伝統文化を合わせた、世界最大規模の総合的日本文化紹介イベント。

JAPAN EXPO 2012では、原宿ファッショントークンを紹介するイベント、各地の伝統文化の紹介、日本の城セミナー、沖縄民謡等を通じた訪日観光PR、東日本大震災からの復興写真の展示、J-POPのライブステージ、ギネスが公認した世界一の癒し系ロボット「パロ」についての講演会及びデモンストレーション等を実施。JAPAN EXPO 2012の来場者数は約21万人。



【課題】

- ・海外で日本のコンテンツをアピールするために、効果的な取組とともに、イベントなどにおける効果測定についても、併せて検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・日本のコンテンツや食と産業、文化を効果的にアピールするため、関連産業と連携しつつ、海外現地放送局との提携などによって日本コンテンツの放送枠の確保といった継続的な発信を促進するとともに、現地の言語や文化に合わせながら、日本の産業や文化と一体となった魅力あるコンテンツを供給する取組を支援する。(外務省、総務省、経済産業省、農林水産省)
- ・日本ブランドに関するイベントの発信力を強化するため、世界各地の日本コンテンツや製品のファンと連携しつつ、外国人に日本ブランドの魅力を伝えるPRイベントを国内外で重点的かつ継続的に実施する。イベント実施の際には、各イベント間の連携や外国人を取り込むことにより、効果的な発信を図るとともに、定量的な効果測定などを実施し、その評価を行いつつ、更なる発信力の強化を図る。(内閣官房、外務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省)

(2) 国際会議などの活用による日本の魅力発信の強化

【現状】

- ・国際会議などの活用については、ダボス会議におけるジャパンナイトが良く知られているものの、より一層の活用に向けた取組の強化が求められている。

○世界経済フォーラム（ダボス会議）の現状（再掲）

ビジネス、政治等の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界・地域・産業のアジェンダを形成し、世界情勢の改善に取り組むフォーラム。そこで開催するジャパンナイトを通じ、日本の強み・魅力、日本の価値を世界に向けて発信。

2012年9月に中国・天津でサマーダボス、2013年1月にスイス・ダボスにて開催。

【課題】

- ・日本ブランドのPRのため、国際会議などの場の効果的な活用方法について検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・首脳外交やダボス会議といったグローバルに影響力を有する人々が集まる国際会議などにおいて、日本ブランドの持つ強みや魅力、「おもてなし」

といった日本的な価値の対外アピールを強化し、併せて日本食材や日本産酒類などの普及促進を図る。(内閣官房、外務省、経済産業省、農林水産省、財務省、文部科学省)

4. 戰略的な海外展開の推進

(1) 海外展開のための資金供給

【現状】

- ・日本ブランドに係る海外展開支援に関しては、政府によるリスクマネーの供給が検討されている。

○経済産業省：クールジャパンを体現する幅広い日本企業海外展開支援

クールジャパンを体現する幅広い日本企業（コンテンツ、衣食住産業、家電・自動車、サービス、レジャー等）の海外展開を支援するためのリスクマネーを供給（平成25年度財政投融资計画額500億円）。

【課題】

- ・効果的・効率的な資金供給や事業の効果検証のための仕組みについて検討することが必要。

【取り組むべき施策】

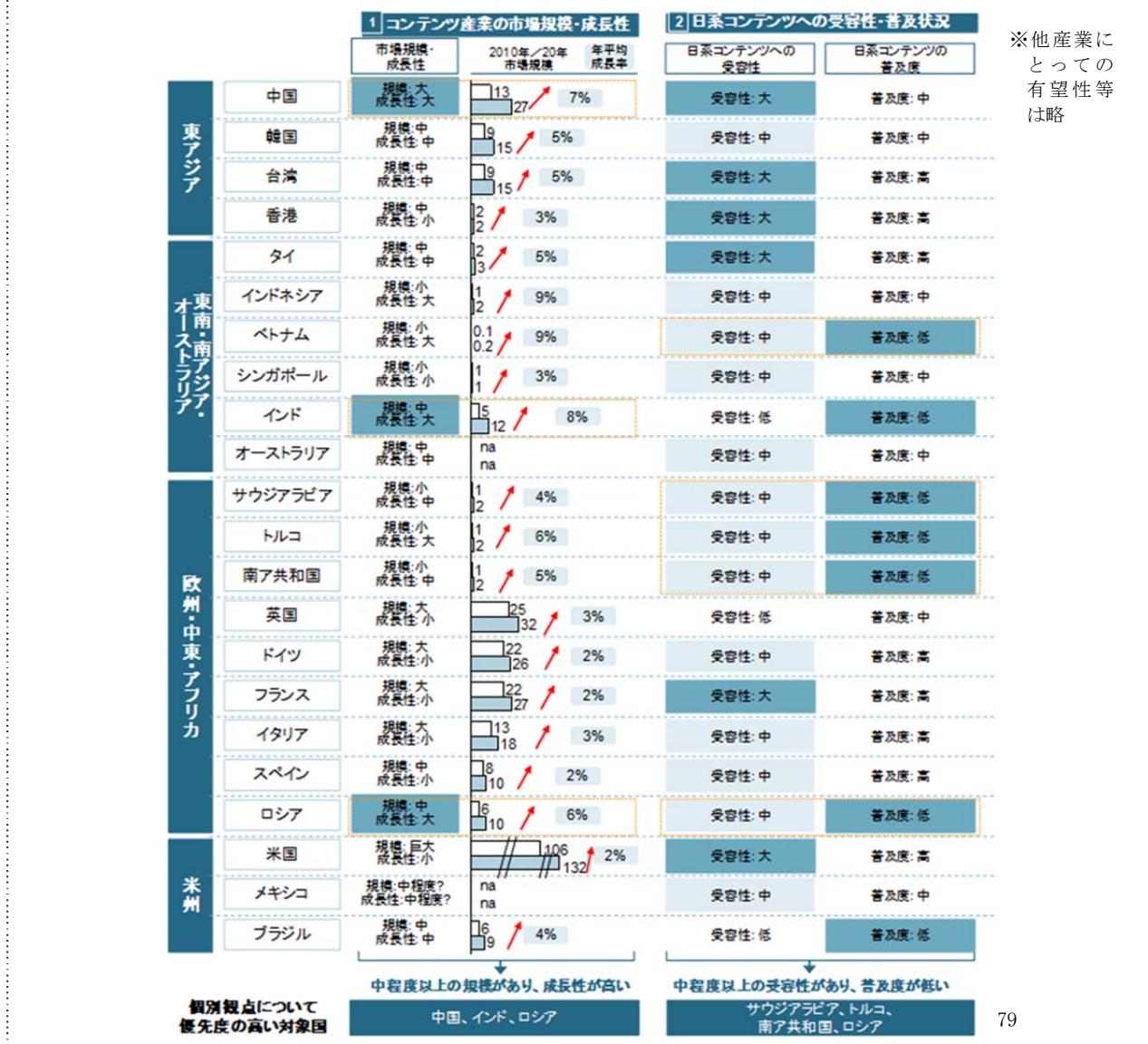
- ・魅力ある日本製品・サービスの海外における需要の開拓を官民一体となって行うため、産業化に向けたリスクマネーの供給や専門家派遣、助言などの支援を行う機関を設置し、各機関とも連携しつつ、中小企業を含めた海外展開を行う企業などの取組を継続的に支援する。（経済産業省）

(2) 各国基礎的調査の実施など海外展開支援の体制整備

【現状】

- ・各国の市場分析については、市場規模、日本コンテンツの普及状況、他産業の進出についての可能性などについては実施されているものの、日本コンテンツの普及に密接なかかわりがあると考えられる法制度、文化、宗教などに関する詳細な調査が必要との指摘もある。

○主要各国の市場分析（サマリー）



79

【課題】

- 日本のコンテンツは、海外展開の対象国・地域の法制度、宗教問題、民族の感性などの問題にあまり配慮していないとの指摘もあり、海外市場獲得に向け、市場分析などの基本的な調査や知的財産権被害の対策について検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、企業OBや弁理士を含む知財人財を活用して現地大使館やジェトロなど在外

⁷⁹出典：経済産業省資料より一部抜粋

における支援の体制や取り組みを強化し、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での日本企業のエンフォースメントや日本ブランド推進を含めた知的財産活動の支援を一層充実させる。(再掲)(経済産業省、外務省)

(3) コンテンツ規制の撤廃・緩和の働きかけの強化

【現状】

- ・外国製コンテンツに対する規制については、自国の文化保護などを目的として、中国、韓国などで導入されており、我が国コンテンツの海外展開に支障が生じている。

(参考) 各国のコンテンツ規制の例

<中国>規制の概要

- ・従来、外国映画の輸入は年約 50 本程度で、その内訳は利益分配型 20 本、買切型 30 本だったが、2012 年 2 月に米中で協議の結果、利益分配型が少なくとも 34 本となった。
- ・外国映画の上映は年間上映時間の 3 分の 1 以下。
- ・海外のドラマ・映画は 1 日の全放送時間の 25% 以下。(ドラマ・映画以外の外国番組は 1 日の全放送時間の 15% 以下とする。)
- ・ゴールデンタイム(午後 7 時～10 時)では海外ドラマ、アニメの放送を禁止。

<韓国>規制の概要

- ・映画の年間上映日数の 20% 以上は韓国制作の映画。
- ・日本のバラエティ及び単独製作のドラマは地上波で放送禁止。
- ・地上波での国内製作番組比率を毎四半期の全放送時間の 80% 以上。(ジャンル別では国産映画は年間 25% 以上、国産アニメは年間 45% 以上、国内音楽番組は年間 60% 以上。)

(参考) 規制の対象外となる例

1. 国際共同製作

諸外国においては、海外市場の獲得や複数国間での資金調達・映画製作を円滑化する手法として国際共同製作を支援する総合的な支援制度があり、本来自国産作品にのみアクセスが認められる政府等の優遇措置について、一定の要件を充足する国際共同製作を認定し、優遇措置を受けられる。こうした利点とともに、相手国の放送制限規制、総量規制の対象外となる可能性もある。

2. フォーマット販売

番組の演出やスタジオセットの方法などのフォーマット(作り)を販売することで、現地製作会社が製作することから、相手国の放送制限規制、総量規制の対象外となる場合がある。

【課題】

- ・海外コンテンツに対して参入規制がある国・地域に対する規制緩和を如何に早急に実現するか、具体的な対応を検討する必要がある。

【取り組むべき施策】

- ・二国間や多国間の官民による協議・交渉において、映画・放送番組・マンガ・アニメといったコンテンツの輸入規制を文化・産業面での大きな

参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中でコンテンツ規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、ハイレベルでの働きかけを強力に進めていく。(外務省、経済産業省、総務省)

5. 国内外から人を日本に呼び込むインバウンドの推進

(1) 海外からのロケ撮影の誘致促進

【現状】

- ・海外からのロケ撮影には高い経済効果が期待される一方、日本では、ロケ撮影に係る規制などのため、海外に比べロケ撮影が困難との指摘がある。
- ・2011年12月、アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造を目指す「札幌コンテンツ特区」が地域活性化総合特区域に指定され、現在、ロケ撮影に必要な規制の特例措置をはじめ、特区構想の実現に向けて検討を実施中。

○ロケ撮影による経済効果

- ・ニュージーランドは、映画「ラストサムライ」(2003年)のロケを誘致。製作時の地元への経済効果は約68億円。
- ・秋田は、韓国との共同製作ドラマ「アイリス」(2009年)の舞台になり、観光客数が4倍に増加。

○札幌コンテンツ特区

- ・2011年12月、総合特別区域法第31条に基づき、「札幌コンテンツ特区」が地域活性化総合特別区域に指定。
- ・2012年5月、海外からのロケ撮影隊をワンストップで支援する札幌映像機構が設立された。
- ・総合特区推進調整費を活用した財政支援により、2012年度にコンテンツ産業強化対策支援事業1.7億円を措置。
- ・現在、ロケ撮影に必要な規制の特例措置（各種許可手続の迅速化など）を始め、特区構想の実現に向けて検討を実施中。
- ・札幌市は、「札幌コンテンツ特区」により、2015年度には、ロケ撮影等映像制作の誘致・実施に伴う直接経済効果は68億円、札幌の事業者が制作した映像の輸出額は2.3億円、映像コンテンツ視聴者(外国人)が札幌に観光に訪れる人数として115万人を見込む。



札幌市

【課題】

- ・海外からのロケ撮影の誘致による経済効果や訪日観光客の増大に向けては、ロケ撮影に係る規制が問題と指摘されていることから、コンテンツ特区の成果を他地域で活用するとともに、新たな規制緩和や制度運用の見直しなどについても検討を進める必要がある。

【取り組むべき施策】

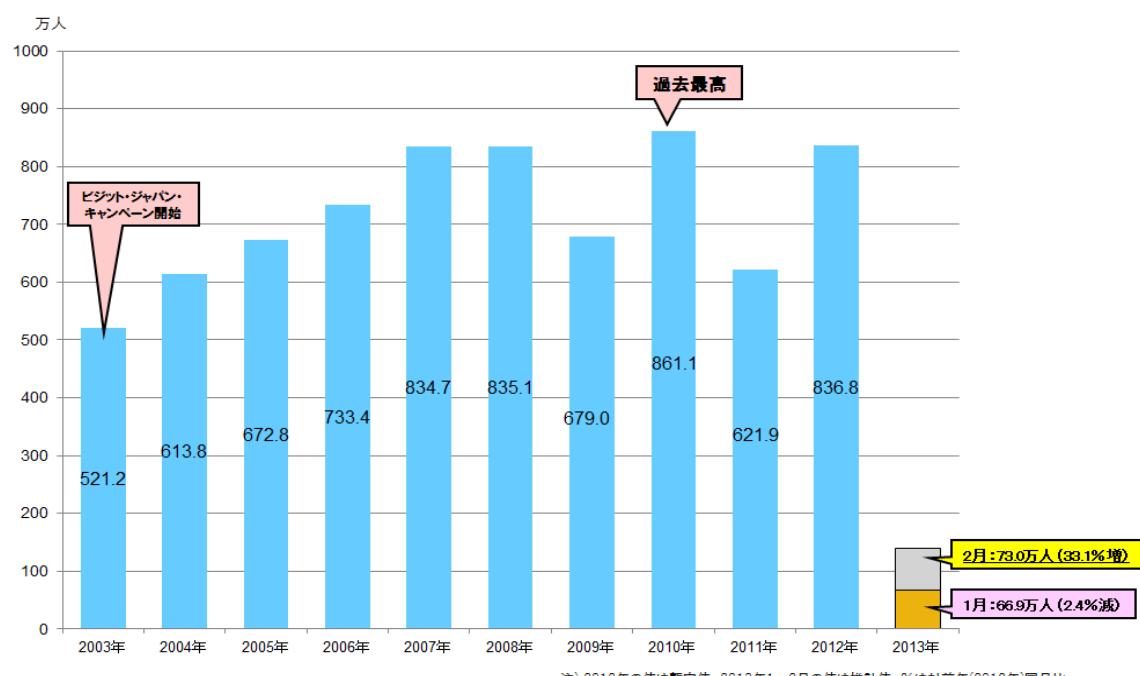
- ・海外からのロケ撮影の誘致に向けて、コンテンツ特区において得られた成果について他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を講じる。(内閣官房、経済産業省、国土交通省、警察庁)
- ・地域資源を活用して日本の多様な魅力を発信するため、全国各地でのフィルムコミッショナードとの連携やロケ地情報の集約・提供などを通じて、地域でのロケ撮影の受入れ体制整備を推進する。(経済産業省、文部科学省)

(2) 個人旅行の促進・ビジネス観光への取組強化

【現状】

- ・訪日外国人旅行者数は2010年には過去最高の861万人を記録。2011年に東日本大震災などの影響により大きく減少したものの、2012年は震災前水準まで回復した。
- ・日本国内での国際会議の開催件数は増加しているものの、アジア・大洋州地域の主要国が開催件数を大きく伸ばしている中、日本のシェアは低下している。

○訪日外国人旅行者数の推移⁸⁰



⁸⁰出典：日本政府観光局(JNTO)

○MICE マーケットの動向

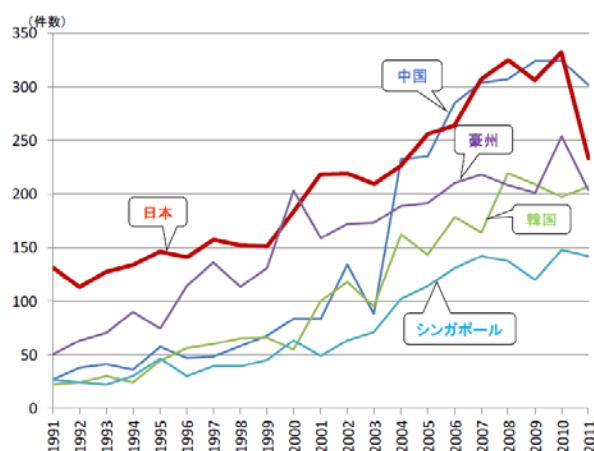
(第1回 MICE 国際競争力強化委員会(2012年11月28日開催) 資料1抜粋)

※MICE: 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字。

<アジア主要国と我が国の開催状況>⁸¹

- アジア太平洋地域を国別に見ると、我が国を含む主要国は近年全て開催件数を伸ばしている。
- 90年代は域内では日本が圧倒的な存在感を示していたが、2000年前後から中国、韓国、シンガポール等の主要国が開催件数を大きく拡大しているところ。

アジア・大洋州における主要国の中間会議開催件数(1991~2011)



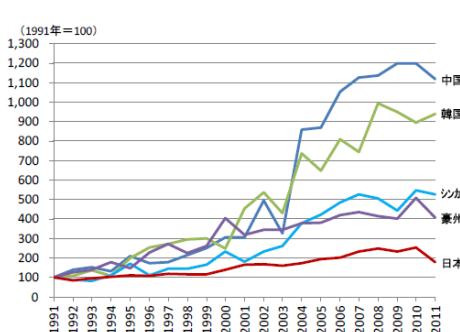
世界における国別の国際会議開催件数(2011)

順位	国名	件数
1	米国	759
2	ドイツ	577
3	スペイン	463
4	英國	434
5	フランス	428
6	イタリア	363
7	ブラジル	304
8	中国	302
9	オランダ	291
10	オーストリア	267
11	カナダ	255
12	スイス	240
13	日本	233
14	ポルトガル	228
15	韓国	207
16	オーストラリア	204

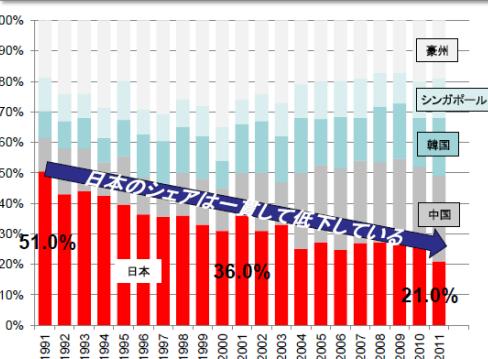
<アジア・大洋州主要国の状況>⁸²

- アジア太平洋地域は国際会議の開催数の増加率を国別で比較すると、アジアの主要国は全て我が国よりも急速に増加。特に過去10年、中国、韓国等が大きく開催数を伸ばしている。
- 域内の主要5ヶ国(日本、中国、韓国、シンガポール、豪州)の総開催件数に占める我が国のシェアを見ると、20年前には5ヶ国の開催数の51%を占めていたところ、その後一貫して低下し続け昨年は21%にまで落ち込んでいる。
- アジア域内の成長に伴って我が国の占める割合がある程度低くなるのはやむを得ない面もあるが、それ以上に我が国の誘致競争力が落ちつつある証左とも懸念される。

アジア・大洋州地域の主要国の中間会議開催件数増加率



アジア・大洋州地域の主要国の中間会議開催件数に対する日本のシェア推移(1991~2011)



⁸¹出典：ICCA（国際会議協会）統計より作成

⁸²出典：ICCA データベース(2012年9月時点データ)より作成

*ICCA データベースは ICCA 会員の申請・登録によって作成されているため直近年の数値は今後も増加する可能性がある。

【課題】

- ・訪日外国人旅行者数の拡大、国際会議などのMICE誘致の具体的な促進に向けて、官民一体となって効果的な情報発信などを実施することが必要。

【取り組むべき施策】

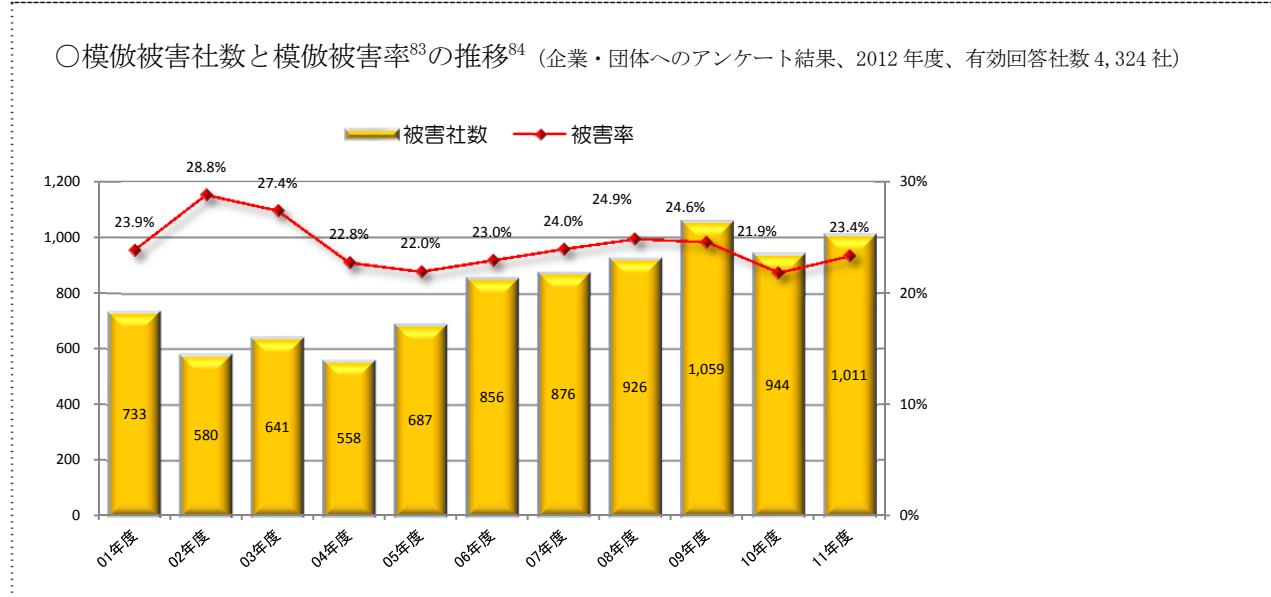
- ・訪日外国人旅行者の誘致を強化するため、個人旅行の促進に向けた情報発信などを強化するとともに、今後の成長市場も視野に入れ、各市場に対応した効果的なプロモーションを実施する。(内閣官房、国土交通省、外務省)
- ・MICE誘致のためのマーケティング戦略の構築、受入れ環境の整備などを通し、MICE誘致の国際競争力強化を図る。(国土交通省)

6. 模倣品・海賊版対策の強化

(1) 正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進

【現状】

- ・模倣品・海賊版による被害は、侵害行為の巧妙化・悪質化やデジタル化・ネットワーク化の急減な進展を背景に、依然として深刻な状況。



⁸³模倣被害率=模倣被害社数／総回答社数

⁸⁴出典：特許庁「2012年度模倣被害調査報告書」

【課題】

- ・模倣品・海賊版対策の強化に向けて、効果的なエンフォースメントの方法について検討するとともに、正規品が流通する環境整備を進めていくことが必要。例えば、国外におけるコンテンツ正規配信の普及促進に向けた基盤整備が、違法コンテンツ対策の一環としても求められている。

【取り組むべき施策】

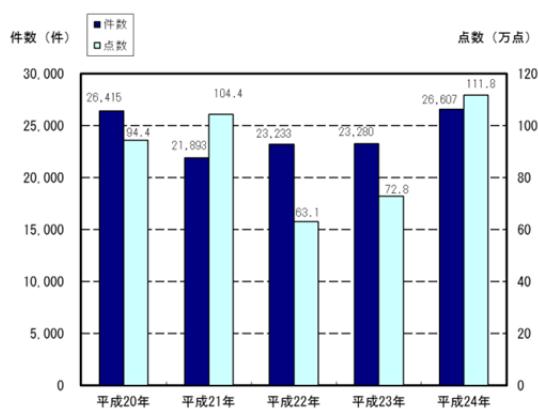
- ・模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけにより侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、財務省、農林水産省)
- ・コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ・侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(経済産業省、文部科学省、外務省)

(2) 国内取締りの強化

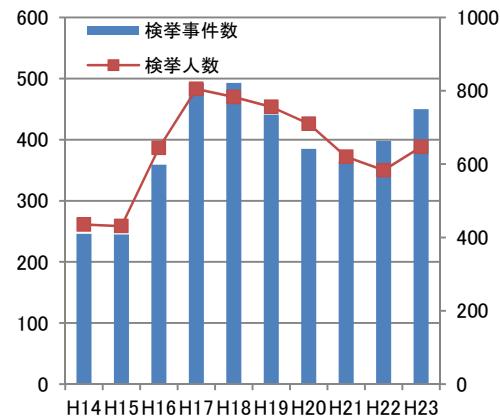
【現状】

- ・税関や警察による模倣品・海賊版の取締状況は、ここ数年、概ね横ばい又は上昇傾向であり、一定の成果を上げているものと認められるが、依然として、模倣品・海賊版が国内で流通していることの裏返しとも言え、その状況は、国民の意識調査結果からも窺われる。

○水際での知的財産侵害物品の輸入差止実績



○国内での知的財産権侵害事犯の検挙状況



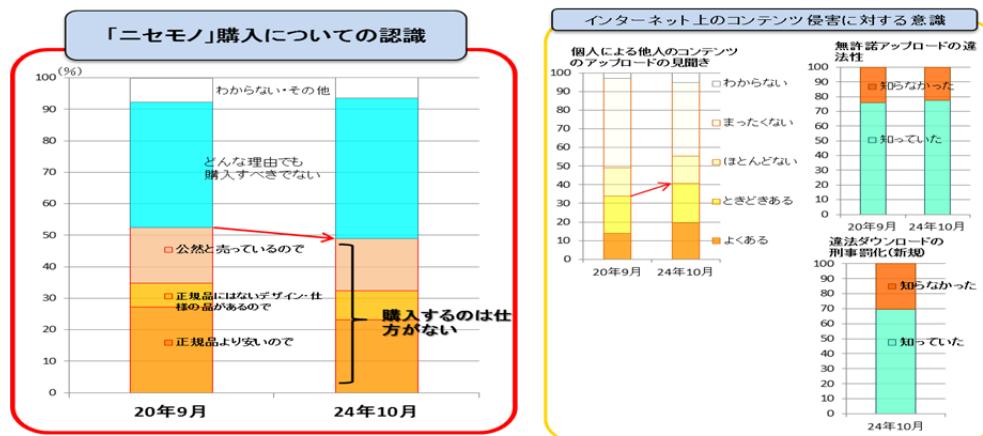
○知的財産に関する特別世論調査の結果概要

対象： 全国の20歳以上の日本国籍を有する者3,000人（有効回収率62%）

実施期間： 平成24年10月4日～14日（前回：平成20年9月11日～21日）

主なポイント：

- ・模倣品・海賊版に関する国民の意識が高まりつつあるものの、依然として半数近くがニセモノ購入を容認。（若年層（20～29歳）において、ニセモノ購入容認が多い。）
- ・インターネット上で個人による他人のコンテンツのアップロードを見聞きする機会は、増加傾向。
- ・違法ダウンロードの刑事罰化に関する普及啓発活動は、一定の成果。など



【課題】

- ・模倣品・海賊版による被害は我が国利益の喪失につながることから、国内外ともにこれを防止し、取り締まることが求められており、引き続き効果的な対応を検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、ニセモノ購入を容認する意見が依然として根強い状況に鑑み、国民の模倣品・海賊版に対する意識啓発を推進する。（財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省）

（3）ACTAの推進

【現状】

- ・偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）については、2012年に我が国が最初の締約国となった。他の署名国は国内の締結手続きを進めているところ、早期発効に向けた他国への働きかけ強化が求められている。

ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)について

- ACTAとは、増大する模倣品・海賊版による被害に対し、より効果的に対処するための知的財産の執行に係る新たな国際的な法的枠組み。
- ACTAにより、①模倣品等の輸出規制の強化、②デジタル環境下の違法な二次利用対策、③映画盗撮・不正ラベル対策の強化等が期待される。

これまでの主な経緯

- 2005年のG8グレン・イーグルズサミットにおいて、我が国は、知的財産権侵害物品の拡散防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱。
- 日米を含む11カ国・地域による交渉の結果、2010年10月の東京会合において大筋合意し、2011年4月に採択。
- これまでに、日本、オーストラリア、カナダ、EU及びEU加盟22カ国、韓国、メキシコ、モロッコ、NZ、シンガポール、米国が署名。
- 2012年10月、我が国はACTAを締結（最初のACTA締約国）。
- 他のACTA署名国は、それぞれ締結に向けて国内手続きを進めているところ。

【課題】

- ・ 我が国コンテンツ産業の利益の確保のため、ACTAの早期発効や参加拡大に向けた具体的な取組について検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・ ACTAに関し、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、アジアをはじめとする諸外国に対し協定への理解・参加を促す。（外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省）

7. コンテンツ人財の育成

(1) クリエーターの裾野の拡大

【現状】

- ・ 小学校・中学校などにクリエーターを派遣するなど、クリエーターの裾野拡大のための取組がなされているところ、日本のコンテンツ産業を維持するため、将来のコンテンツ産業を支える子どもたちへの教育の必要性が指摘されている。

○次代を担う子どもの文化芸術体験事業（文化庁）⁸⁵

- ・ 2010年度から、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に芸術家を派遣することにより、次代の文化の担い手となる子どもたちの

⁸⁵出典：文化庁

発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的として実施。

・実績

2010年度：約2,900件、2011年度：約3,400件、2012年度：約3,500件

【課題】

- クリエーターの裾野拡大に向けて、子どもたちに対して文化芸術に触れる機会を増やすための効果的な施策について検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- クリエーターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子どもの頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子どもたちの発想力やコミュニケーション能力を育成し、将来のクリエーターの育成を図る。（文部科学省）
- 新しい学習指導要領などに基づき、学校教育における創造活動、知財教育及び情報モラル教育（情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を身につけるための教育）を実施する。（文部科学省）

（2）若手クリエーターの育成

【現状】

- 映画、アニメなどの分野において、若手クリエーターのコンテンツ制作を支援する取組がなされているところ、人財育成のためには、現にものづくりに携わってる人財に対してインセンティブを付与することが重要であるとの指摘がある。

○若手映画作家育成プロジェクト（文化庁）⁸⁶

- 2006年度から、若手映画作家に対して、ワークショップや実際の映画制作団体との短編映画制作を通して映画制作の技術や知識を習得する機会を提供することで、次代を担う人材の育成を実施。
- 過去の制作例
平林勇監督「BABIN」（2007年度）（第61回ロカルノ国際映画祭 Leopards of Tomorrow Competition部門でFilm and Video Subtitling Prize（審査員特別賞）を受賞）
- 実績（プロジェクト参加人数）
2006年度：8人、2007年度：5人、2008年度：5人、2009年度：5人、2010年度：5人、2011年度：5人

○短編制作プロジェクト（経済産業省）⁸⁷

- 2010年度から、若手映像クリエーターを発掘・育成し、発表の場を提供することで、我が国コンテンツ産業のすそ野を拡大することを目的として、若手映像クリエーターに短編映像作品の企画開発から映像制作までを行う機会を提供。

⁸⁶出典：映像産業振興機構（VIPO）HP

⁸⁷出典：UNIJAPAN HP、経済産業省

・過去の制作例

吉野耕平監督「日曜大工のすすめ」(2010年度) (第16回釜山国際映画祭 Short Films Special Mention 部門特別賞を受賞)

・実績 (プロジェクト参加人数)

2010年度:11人、2011年度:3人

○若手アニメーター等人材育成事業 (文化庁)⁸⁸

・2010年度から、将来のアニメーションを担う若手アニメーター等の育成を図るため、制作段階でスタッフに若手人材を起用し、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。

・実績 (研修人数)

2010年度:33人、2011年度:22人

○メディア芸術人材育成支援事業 (文化庁)⁸⁹

・2010年度から次代のメディア芸術分野を担うクリエーター、教育者、研究者等の育成を促し、もって我が国のメディア芸術水準の向上と発展に資することを目的とし、我が国のメディア芸術を推進する団体が実施する人材育成事業を支援。

・実績 (採択件数)

2010年度:13件、2011年度:11件、2012年度:6件

※事業例「CGアニカッP 2012」:日本、台湾、EUの各地域から選抜された自主制作CGアニメ作品を団体戦の形式で競う。インターネットを通した観戦が可能であり、勝敗は審査員のポイントの他、インターネット上の投票で判定。

【課題】

- ・コンテンツの制作現場でものづくりへ携わっている人財に対するインセンティブの付与などによって、より効果的な若手クリエーターの育成支援を実施することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・若手クリエーターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。(文部科学省)
- ・遠隔地にいる多くの人による活用や交流を容易にするためにインターネットを利用するなど、効果的なクリエーターの育成を支援する。(文部科学省、総務省)

(3) グローバル人財の育成

【現状】

- ・プロデューサー・クリエーターの留学・海外研修支援のほか、グローバ

⁸⁸出典:文化庁

⁸⁹出典:文化庁, CGアニカッP HP

ル化などに対応した人材を養成するための学習システムの基盤整備のための取組が実施されているものの、未だ、国際的なコンテンツ制作を担うことのできる人材の不足が指摘されている。

○プロデューサーの留学等支援（経済産業省）⁹⁰

- ・2010年度から、コンテンツ産業の国際展開及び国際共同製作を推進し、「国際コンテンツビジネスプロデューサー」の育成を目指し、世界最高水準のプロデューサーコースを有する米国フィルムスクール（大学院）への留学支援を実施。
- ・実績（留学支援者数）2010年度：1人、2011年度：4人、2012年度：3人

○クリエーター等の海外研修支援（文化庁）⁹¹

- ・1967年から、クリエーター・プロデューサーを含む各分野の若手芸術家に海外で実践的な研修に従事する機会を提供し、研修する際の渡航費・滞在費を支援。
- ・過去の派遣者例：諏訪 敦彦（2002年度）
※主な監督作品「不完全なふたり」（2005年）（第58回ロカルノ国際映画祭コンペティション部門審査員特別賞及び国際芸術映画評論連盟賞受賞）

○成長分野における中核的人材養成の戦略的推進事業（文部科学省）⁹²

- ・産業界等のニーズを踏まえた中核的専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、各成長分野における人材養成に係る取組を先導する広域的な产学官コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤を整備のための取組を実施。
- ・本事業の対象分野は、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、IT（クラウド、ゲーム・CG等）、食・農林水産、クリエイティブ（デザイン・ファッショ等）、観光等

【課題】

- ・海外展開を視野に入れた作品を製作することのできるクリエーターやプロデューサーの育成が必要。

【取り組むべき施策】

- ・留学・海外研修や海外のクリエーター・プロデューサーとの交流を通して、海外でのコンテンツ製作の技能・知識を習得させるとともに、国際的な感覚を身に付ける機会を設け、国際的に通用するクリエーター・プロデューサーを育成する。（文部科学省、経済産業省）
- ・専修学校、大学及び業界団体による产学連携コンソーシアムを活用して、グローバルに活躍するプロデューサーを始めとする専門人財の育成強化を図る。（文部科学省）

⁹⁰出典：経済産業省

⁹¹出典：文化庁

⁹²出典：文化庁

(4) コンテンツ制作現場の環境の改善

【現状】

- クリエーターに対する利益の還元が適正でなく、優れたクリエーターの育成・確保に向けた取組の必要性が指摘されている。

○アニメーターの制作環境⁹³

職種別年収（単位：万円）

職種	年収
監督	454.5
演出	495.0
総作画監督	513.1
作画監督	399.5
原画	232.5
動画	105.9

年代別年収（単位：万円）

年代	年収
70才代	30.0
60才代	491.5
50才代	413.7
40才代	401.2
30才代	213.9
20才代	110.4

【課題】

- 優れたクリエーターの確保のため、若手クリエーターの処遇改善、利益の適切な還元について、検討を進めることが必要である。

【取り組むべき施策】

- コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエーターの就労環境の改善向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエーターの携わる製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発を進める。（公正取引委員会、経済産業省、総務省）

⁹³出典：（一社）日本アニメーター・演出協会（JAnicA）2008年度アニメーター実態調査